Plan of monthly activities of Kochi Prefectural Federation of Youth Associations for 1950

Month	1st ten days of month	2nd ten days of month	3rd ten days of month
Apr	Meeting of officers of the headquarters (1st) Meeting of delegates (9th)		Regular convention (23rd) Headquarters' officers' meeting (22nd) " (29th)
May	Fourth Youth Leadership Central Training Course (4-7) Headquarters' officers' meeting (7th)	Headquarters' officers' meeting (13th)	Delegates meeting (21st) Headquarters' officers' meeting (27th) Temporary convention (28th)
Jun		Headquarters officers meeting, Juvenile and Youth Hall Special Committee meeting, Consultative conference for holding the fourth youth & juvenile leadership district training course (10th) Decide whom to refer industrial research (12th)	
Jul	Decide towns & villages which will hold youth meeting(?) Meeting of heads of gun & city occupational organ's	Headquarters of officers meeting The fourth youth leadership district training course (to the end of Sept)	Higashiguchi Trophy gun & city prelimilary match The first prefectural sumo (Japanese wrestling match, 25th)
Aug		Higashiguchi Trophy Prefectural finals (13th) Headquarters officers meeting	

Sep	Headquarters officers' meeting Meeting of heads of gun and city occupational organizations Meeting of Youth & Juvenile Hall Special Committee		Higashiguchi Trophy Japan wide Match (23 - 24) The fourth youth leadership district training to finish
Oct	Headquarters officers meeting	Meeting of Youth & Juvenile Hall Special Committee	
Nov	Headquarters' officers meeting	Athletic meeting (19th) Meeting of Juvenile & Youth Hall Special Committee	
Dec	Headquarters' officers meeting	The third Kochi Prefectural Youth Mock Assembly	
Jan	Headquarters' officers meeting Meeting of Juvenile & Youth Hall Special Committee	Commendation to superior youth associations and individuals	
Feb	Meeting of officers of headquarters		Announcement meeting of the Industrial Research Group
Mar	Meeting of officers of headquarters	Meeting of heads of occupational organizations of gun & cities Meeting of Juvenile & Youth Hall Special Committee	Meeting of officers of headquarters Regular convention

Outline of the Second Temporary
General Meeting of Kochi Prefectural
Federation of Youth Associations (1950)

昭和二十五年度

高知縣連合青年團第二回臨時大會概要報告

高知縣連合青年團

臨時大會順序

一、開会の辞
二、資格審査發表
三、大會成立宣言
四、大會役員選出
五、団長挨拶
六、署名代議員の決定
七、議事
　一、昭和二十五年度運動方針に関する件
　二、昭和二十五年度事業計画に関する件
　三、昭和二十五年度予算決定に関する件
　四、青少年会館設立に関する件
　五、団則改正に関する件
　六、監査委員選出
　七、副団長一名補足選挙の件
　八、其の他
八、閉会の辞

大會出席者一覽表

代議員	賛助員	役員及部本	
安藝	吾妻	山岡団長	
香美	未下光明	岡村副団長	
高岡		安岡副団長	
幡多		神野副団長	
須崎	須田信吾	吾妻総務部長	
南国		高岡庶務部長	
土佐	松本五明	幡多産業部長	
安芸		吾川上田勝次郎	
香美			
吾川			
幡多			
須崎			
南国			
土佐			
安芸			
高岡

大會出席者一覽表

議員								幹部職員		
安藝	香美	高岡	吾川	幡多	嶺北	嶺南	民青	縣庁	山岡団長	神野副団長
早苗	警察署長	明神信等	吾妻男	成子卓	森高豊繁	中田保	岡崎實	森恵明	岡村副団長	高良書記長
平智進	曽我雄次	國澤吾郎	宇都宮嘉	本谷弘喜	西岡節子				安岡副団長	野方総務部長
崇雄	橋本政喜	吉門美	山岡勲	真宗					末下光明	川添産業部長
濱田信吉	松本五明	高岡久恵	吾川上田修次郎							横田家政部長
										岡崎書記

大倉出席代議員數一覽表

同名分	代議員數		出席			欠席			合計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
高岡郡	九	一三	八	一	九	一	一	二	九	一	一〇
吾川郡	八	八	六	一	七	二	一	三	八	二	一〇
香美郡	八	八	五	一	六	三	一	四	八	二	一〇
安藝郡	八	八	五	一	六	三	一	四	八	二	一〇
高知市	六	六	四	一	五	一	一	二	五	二	七
巖	六	六	一	一	二	五	一	六	六	二	八
須崎町	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
土佐町	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
佐川町	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
窪川町	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
中村町	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
宿毛町	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
土佐清水町	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
農林水産業組合	六	六	一	一	二	五	一	六	六	二	八
商工業組合	六	六	一	一	二	五	一	六	六	二	八
鐵道青年學校	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
民間鐵道	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
民間電氣	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
民間電話	二	二	一	一	二	一	一	二	二	二	四
計	六四	一三八	八一	一八	九九	五三	一八	七一	一三四	三六	一七〇

七、六　五、　四、三、二、開會の辞（午前十一時）

一、資格審査發表　　議長

二、大會成立宣言　　副議長

三、大會役員選出　　書記長

五、前大會議事錄朗讀　　書記長

追加事項なし

大會書記決定

確認

（三）杉本芳廣

（安）田中平

山岡團長

（福）中田保

（高川）川崎章男

神野敏子

岡本憲美子

代議員決定

委任状　26/32　計58

安岡副団長

仝　右

仝　右

八議事

運動方針（提案理由説明）

山岡團長

去る四月二十三日の本団大会に於て県連合青年団運営に付ての根本的な組織運営の問題が充分自己反省されたのは吾人の脳裏に今尚新たなものがあるかと思ふまず即ち民主的連合体である各単位団の組織が弱体であり且つ執行部の不熟心、無能振りと相俟って必然的に県団同体の弱体を招来し単位団の非協力、不信任感となり遂には有名無実に等しい県団の存在を確認したので有ります而したら一方に於ては県団再建の気運は漸く高まり一月八日の再出発以来執行部の血みどろの努力は強く代議員に判刻銘を与えるに至ったのも此の時判したるであろうが不撓不屈の精神を以て県団再建の熱情をなぶりものにせんとして有つたと信じております事にして我々は自身の足跡を反省して県団再建の気運を覚醒ここに遅しの躍進の一歩を踏み出すことになつた事を本年度の団長と致しましてもことに心強く思ふ次第で有ります

顧はくば再度本団の綱領及目的を再確認の上目的達成の為に全能力を傾けて審議し本年度の運動方針の指針を打立て度うと念願致します

基本方針

A、組織の強化

B、財政の確立

凡そ民主団体の成立と運営は組織の強化と財政の確立にあると云う
ことは代議員諸氏のよく認識されている処で有ります組織の強化とは観点
を変えて言えば団結心の問題であり其れの組織を有機的能動的に利用する
幹部の指導性の問題であります此れは根本的には団員個々の青年団の
存在に対する必然性と自覚の問題で有りますこの問題は団員個々の真の
各町村青年団と我が地連各単団を結成し県団の成立を見
たる場に団員個々の自覚と熱
得ない点等ありますが各郡市単位団が有ってこ
そ始めて県団の存在価値が有ることに思いを到され各郡市域団の幹部代
議員執行部が一丸となって下部組織の強化に重点を置き専念され度いと思
う。我船越県連合青年団再建のため等に当り執行部のみに責任を転嫁すること
なく組織にたづさえて県団を育てる心で協力して戴き度い
次に財政の確立であるが選挙は選動の血脈である」という自己反省の言葉に
あつた様に県団運営の活動力である団費
によるのが当然であることは団員一人一人の義務であり これが
団活動えの意義を保つことになり物心両面から活動の泡泉になる

以上組織の強化は民主団体確立の目的であり之を最も円滑に活動させる為の団結の強化は民主団体活動の鉄則であるこの二つを本年度の基本方針とするものと考えます

具体的方針

今迄述べました二つの基本方針に従い次の具体的方針を打立てたいと考えます

1、組織の強化

A、単位団の活動助長
未加入団の勧誘

B、緊密な連絡

C、書記局の充實
団報の發行

2、議決機関の強化

組織の強化を図るには具体的な事業を行い一つの事業を通じて団意識を高め相互に啓蒙啓發し合つて積極的な結び合つて得る場合と文書によつて報の連絡交換をはかつて得る場合又議決事項に対して忠実に履行する責任観念より生ずる団結心より得る場合があるが事業により下部組織の育成強化を図り連合体への関心を高める為地区別講習会役員事務会等各々協力陸上競

技大会産業研究発表会等を行い各団の活動を助長し機会ある毎に加入団を勧誘し強化を図ると共に書記局を充実し県団の動向各単位団の情勢を絶えず連絡し団報の発行等により緊密な連絡をとる一方議決機関に基づき強力に実践して我が団活動推進の母胎としたい

2、財政の確立

A、国費の完全徴集

B、県団バッヂの販売

C、未徴集金の徴集 ＜未納団費
＜未回収バッヂ代金

前年度県費のバッヂ代金及国費の未納を完全に徴集すると共に団費の完納とされ県団運営の完璧を期されたい

結語

大体以上を以て本年度の運動方針を決定してきたのであるが県団自体は各単位団のを基礎に組織され統一財政の確立を目指して相共に大同団結し協力され本団の目的を全うさせる様希望し結語とする

質問

(吾)渡辺――次ぐ向上に在りて日本の青年団が文化運動のみでなく実質的な方面即ち中小企業の不振等に対する運動等が取り上げられてない理由

団長――団の組織に於て団結不充分にして未だその期でないかと残念に思ふ
講習会を通じ肉体的精神的の修養育成に当る

(安)安岡――財政の確立に団費、バッチ、会の徽章が有るが徽章う困難な時代に於より具体的徴集方法を問う

団長――三年度の分は三期に分け督促状は町村団宛発送す
三年度は指導者講習会に本部より二名出つので今迄の経過報告
よりして町村別に徴集する

(安)村田――緊密な連絡は書記局の充実で出来るが、その具体的な案に付て

団長――郡団で調査した事項から発足せねばならぬと思ふ　緊密な連絡が実体
把握する第一歩である

(民)岡崎――団費の集らないのは団に誇りが無いからだ大きな自覚を持って政治活動を行
活面の改善をせよ。県団の行き方が青年と離れてゐると思ふ

団長――現在の県団として其の面の活動となす段階に致つてゐない実際行の声の出
るものから研究したいと思う。

討論

(市)山岡―国の施策は所詮であるが農村の青少年の教育はかねてより必要と考えてほしい。積極的に青年が自覚めて行かねばならぬと思うが。

(安)川田―自主的な青年団と行政との関係はどうか。青年教育費を県費の中に組んでほしい。

(市)山岡―政治に関係はない。青年団とイデオロギーとのおちゆんを説明してほしい。

(吾)山中―政治的でない、純粋な愛国心が燃えて進めば右に左に片寄る事はない。

(吾)渡辺―団運動の延びない原因が判らない。農村恐怖対策が記述されてない。

採決　原案賛成　27名

修正　3名

◎昭和三五年度運動方針　本部提案通り可決

2、事業計画　（提案理由説明）　各部長

A、第四回青少年指導者地区別講習会実施計画　　沖ノ総務部長

B、第二回高知県青年学級参観実施計画　　岡林参事兼沖ノ総務部長代理

C、団報の発行　　沖ノ総務部長

D、東日本陸上競技大会実施計画　　野崎文化部長

E、県下青年町村対抗相撲大会実施計画　　森本厚生部長　右

F、県下青年町村対抗体育大会実施計画　　〃　右

G、産業研究発表大会実施計画　　川澤産業部長

(吾)川崎――地区別懇談会で意見は出つたが委員になつてゐるが如何、

議長――県も要望して来ました。（池川図員として答弁）

(吾)渡邊――図報の中に図員の啓蒙を言ふが名か

文化部長――充分に考慮する心算

(幡)本田――幡多は七ケ所会場を望まる

総務部長――幡多の図長から聞き得てゐるのでこれを基本として貰いたい

総務部長――昨日運営委員会で決定してゐるが事業計画としては本日決定する

(吾)山中――図報編纂に付ての選定

文化部長――場合によつてオミットする

(吾)渡邊――記事のオミットする方法

(安)村田――図報を発行する場合の名前は我行とするか、

文化部長――はつきり分らないが予部位なら大きくないので編集部に一任され度い

(安)村田――名告を取るか名か、

文化部長――県弘報課と連絡しての上と思ふが少しでも名を取ろうと思ふ

(市)山岡―県農業会の決議は女何になるか

団長―その決議は大会に一応かける可きである

(市)山岡―農業対策は早急に手を打って貰いたい 産業奨励文では産業部として

浩勤方針とするのは現下農業問題を考慮した場合苛が軽過ぎるがその見解について

(県)渡邊―国策に副う範囲に於て行いたい

(市)山岡―農業対策に於て行くか否か箱のうミットする見解 政治面等如何なる

文部長―来る可く文化向上の為には不公平のない様編集したい

厚生部長―社会保険の除外は絶対に反対である

岡副国長―診療所は各町村に設置する様希望し適当な場合は一ヶ月に一回でも開催して貰いたい

(市)村上―地方委員会は一ヶ月に一回でも開催して下部へ配布するか

厚生部長―一部を除き月報は資料として下部へ配布する

(岡)岩川―各部の連絡協議会は三ヶ月に一回では必要に応じ行われたい

(岡)濱田―農業対策経費並に回数について説明を求む

厚生部長―一部を除き月報は資料として下部へ配布する

(岡)濱田―農業対策経費は予算に計上されてある。

(呂)尾崎―東日林協員でなければならぬか否か

会場費及指導費は予算に計上されてある。

一回 会場費及指導費は予算に計上されてある。

(呂)尾崎―東日林協員でなければならぬか否か

(岡)濱田―農業対策経費は予算に計上されてある。

厚生部長―一部を除き月報は資料として下部へ配布する

(岡)岩川―各部の連絡協議会は三ヶ月に一回では必要に応じ行われたい

(岡)濱田―農業対策経費並に回数について説明を求む

厚生部長―一部を除き月報は資料として下部へ配布する

岡副国長―診療所は各町村に設置する様希望し適当な場合は一ヶ月に一回でも開催して貰いたい

(市)村上―地方委員会は一ヶ月に一回でも開催して下部へ配布するか

文部長―来る可く文化向上の為には不公平のない様編集したい

(県)渡邊―国策に副う範囲に於て行くか否か箱のうミットする見解 政治面等如何なる

団長―その決議は大会に一応かける可きである

(市)山岡―県農業会の決議は女何になるか

(市)山岡―農業対策は早急に手を打って貰いたい 産業奨励文では産業部として

浩勤方針とするのは現下農業問題を考慮した場合苛が軽過ぎるがその見解について

(県)渡邊―国策に副う範囲に於て行くか否か箱のうミットする見解 政治面等如何なる

3. ◎ 昭和二十五年度予算案討論、予算案説明

その資格に該当すれば良い

(自)尾崎―公明の体育会は関係あるか

(答)―体育会は関係があって東日杯に関係は無い　県の予選は一月十三日

(安)瀬田―提案も多数あって妥当と思う　因長―陸協がしたのであって総合的な方法をとる

(安)瀬田―当面県全体推進の為に理由を説明を迫う

議長―採決

(自)渡邊―賛成(自根、執行部)

議長―提案通り賛成多数と認む

(自)渡邊―諒解

委員会討論、主要意見賛成　33名　萬場一致

本部提案通り可決

吉良書記長

昭和二十五年度予算

歳入の部

款	項	目	金額	摘要
団費				
	団費			
		団費	112,500.00	1人5円 22500人分 団員不明=地区集金分引残り
	2分の1賦額		107770.00	
計			220,270.00	
バッチ代				
	回収金			
		回収金	21,778.20	
在庫バッチ(2000個)				
		バッチ代	22,000.00	
計			43778.20	
事業費	県連會	共催費	30,000.00	
	青年指導者講習會	共催費	280,000.00	中央講習会 80,000 地区別〃〃 200,000
	団報	共催費	60,000.00	1部5円 100部 500 12回 60,000円
	産業研究會費	共催費	30,000.00	研究者旅費手当 20,000 旅比会場比 10,000
計			400,000.00	
合計			664,048.20	
會議費				
	會議費			
		大會	2,300.00	1ヶ年2回 1回 1,150円
		本部役員會	6,000.00	1ヶ年15回 1回会場比400円
歳計			8,300.00	

	回報	共催費	60,000	00	1部5円 100部 500 12回 60,000円
	産業研究會費	共催費	30,000	00	研究奨励金年当 20,000 総上会場上 10,000
計			400,000	00	
合計			664,048	20	
會議費					
	會議費				
		大會	2,300	00	1年2回 1回 1,150円
		本部役員會	6,000	00	1年15回 1回会場上400円
計			8,300	00	
事務費					
	事務所費	事務所費	24,000	00	1月2,000円（仮拍費を含む）
	事務費	交通費	4,800	00	東社上1回20円 1月20円 1年240回
		通信費	20,000	00	1通6円200通1月 デンワ料其の他
		消耗品費	15,000	00	紙、封筒其の他 1月1,500円
		雑上	2,400	00	1月200円
計			69,200	00	
人件費					
	人件費	書記(表報配附)	60,000	00	1月5,000円×1年分
		職員給料	42,000	00	書記1名含賞与 20割
		旅費	69,750	00	附表第一参照
計			171,750	00	
事業費	青年懇會	共催費	30,000	00	
	青年指導者講習会	共催費	280,000	00	
	回報	共催費	60,000	00	
		委員会手当	10,000	00	
	産業研究会費	共催費	30,000	00	
予備上					
	予備上	予備上	4798	20	
合計			664048	20	

昭和二十四年度 團費徴集状況一覧表

バッヂ代金収集状況一覧表

区分 / 団名	団員数 人	寄働会員 人	団費 円	納月日	納金額 円	未納団費 円	納月日	納金額	返伺品数	残金 円
安芸	815	4078	20390			20390				0
嶺南	1136	2363	14840	4.23	1000	10840	1.31	121円60	280	0
嶺北							1.8	4171円20	148	0
香美	4006	2003	10015			10015				5900-
市	3200	1600	8000	4.7 5.20	3601 3803	0				0
吾川	1935	767	4835			4835	2.20		403	0
高岡	9055	4529	22635			22635			307	3555.20
幡多	13323	6661	37305			37305	1.31	10000円		3600-
県庁	500	250	1250	2.6	500	750	1.31	1000円		3540-
電産	400	200								0
國鉄	団員不明									1120-
民青	団員不明									0
民科	団員不明									0
計					9500	107770				21770.20

本部役員旅費計算表

職名	旅費	宿泊料(1回)	計	15回分計	摘要
団村副団長	160.00	300.00	460.00	6900.00	香美郡在所村
安岡 〃	280.00	300.00	580.00	8700.00	安芸郡東洋村
神野 〃	240.00	300.00	560.00	8400.00	
廣井 〃	690.00	300.00	990.00	14850.00	
野崎文化部長	100.00	300.00	400.00	6000.00	
岡林社會部長	200.00	300.00	500.00	7500.00	
森山体育部長	390.00	300.00	690.00	10350.00	
川添産業部長	130.00	300.00	430.00	6450.00	
浜田家政部長	40.00		40.00	600.00	
計	2250.00	2400.00	4650.00	69750.00	

(吾)渡邊―1、在庫バッヂとは未販売分が若干
2、青年会館の予算書が計上されていない理由
3、書記長の報酬が如何ほどか

書記長―1、在庫バッヂと未徴収バッヂとは別である
2、東口称は慶団が共催でない為同一視してない
青年会館に関しては後刻報告する
3、団長より答弁する

団長―書記長の報酬は団経費上云々と得ない

(吾)渡邊―バッヂの販売は確実で無いから必要面から削除すべきだ

書記長―バッヂ不渡団に於ても何等の協力も得ず役立たない諸君の協力を得て全に代えたい

(安)安岡―団報の減少が六円で歳出が六円では収入が確実であるかどうか

団長―弘報課が予算を組んでくれてあるので六円である
最少の金額で発売するか判らない

(安)村田―年二回に大会を組まれているが役員会の回数如何

書記長―一月一回の予定

(安)村田―本日の大会の費用壹弐百五拾円の内訳如何

書記長―会場費九百円 茶代五円 計千百五円也

(安)村田―了解
(県)森田―書記長は他に職を持ってあるか
書記長―現在無し
(安)村田―代表委員会費は必要なるか
団長―此の中に含まれていると考へられない
(県)森田―団費五圓は安い 団員自身の意識が確定しているからだ
団長―同感 代議員にすか
(安)村田―反対 地方単位団は三重の団費を出してある 絶対反対である
(県)森田―五円が高ければ県団が値下げある活動をする事によって決る
(安)安岡―会議費が少ないと考へる 旅費を増すべきだ

予算案 表決

賛成 22名 反対なし

◎昭和十五年予算 本部提案通り可決

◎高知県青少年会館設立に付て提案理由説明 羽多総務部長

(県当局―青少年ちょうこうについて本県の現状に対処し
総務部長―熱意をもって協力して貰うため小中学校より一人に付十円と見積ってみる
小出席 一〇万人
中〃 五万人 〉頭割 一〇円
青年 四万五千人 三〇円〜五〇円
奨励文部省としては無いが青年教育は重大なものであるから県団としても百五万円
集めれば県当局定足しないと思ふ

(安)安岡―建築材料 コンクリートか 木造か

総務部長―木造
(県)香田―県費は関係者に当って割当てそのうち三千万円出すがそのうち方面委員に貰いたい
(総務部長―各町村家に依頼のこと
(安)中川―目当が一万戸とすれば三千五百名であるが四万五千名は如何
(安)村田―人数は団体は如何 予算案では三万円 団員の半数として記載してある
総務部長―実働会員として
2名乃至3名宛直接本部役員として 桐生―二か
3、二戸の割当を仰いだら如何
総務部長―人数は直接本部役員として 桐生―二か
2名乃至3名宛直接本部役員として 桐生―二か
2に部落に於て大会等に大会後早急に接する心算
3、男附を御願ひする方が良いと思ふ

(幡)本田―青年団体として協力はするが幡多郡としては今直ちに返事は出来ない余りに問題が大きい
(県)森田―前火葬場の面より鉄筋を要望 建築費は安くとも良い
後刻非常な緑 青年団の目的に依って運営したい
(幡)長谷―個人が附くべきでは如何
(安)村田―保護内容の区分 名称村 町会 村会の案附すべきでは如何
(香)木下―対する方法によって国庫の補助も活用されたい
それで建てれば如何なる方法をとるか 決定する様に

(高)(四)案ー(資金徴集には責任がある)
(安)(岡)ー(役員は同額を即決する事は出来ない具体的に確実な資料を集めてからせよ
(岡)本下ー(役員会は細部審議であり)あらゆる角度より見当するのであって此の場で
決定するのでない。
団長ー(熱意は多額である。我々の熱意を以て当局に当る気持で善
処致さなければならぬ
(安)村田ー(準備委員会を作り)委員会と一緒に細部に亘って資料を作製する、代議員は各
部門を相討する事

総務部長ー(皆さんより見て現今の百円は集らなければならぬ
団)本下ー(ほぼ集ると思う)準備委員会を作り更に細部審議を行い八九月頃全員審議を
行えば良い
(市)山岡ー(認し後日に於、具体的審議をはかる)

採決

準備委員会を設ける　賛成　27名
此の場で決定して小委員会を設ける　3名

◎青年会館設立準備委員会を設ける
1、準備委員会は30名とし各部より5名の委員
2、本部役員、代表委員会より6名の委員　12名
3、地区より各2名　6名

◎本部役員より2名を加へ再検討

2、2、利害関係にとらわれない専門家を加へる(25)
3、3、は過半数を満たす為　3名
2、2、　2名
——
利害関係にとらわれない専門家を加へる(0)

◎本部役員より2名を加へ横断的決定

提案理由説明

岡村副団長

第六條　監事を監査委員に変更　　賛成 31名

⑩團則改正案　決定

6、昭和五年度監査委員選出

(市)松本一本部一任

(安)川田一(任せず)

(明)森田一推選投票　賛成 25名　本部一任なし

(安)村田一名前の代表者によって推選投票

7、副団長二名補足選挙の件　説明　山岡団長

岡村副団長不理由説明　団則改正不定の件

(吾)川崎一団活動による遠隔の相違は理由にならない

議長採決を発表

岡村副団長もっと慎重に審議をして貰いたい

(吾)川崎一熱意ある場合は執行部より引退するが当然である

(渠)森田一一応承認の上機を見て又出て貰いたい

(安)村田一次回大会迄保留

(市)山中一本部役員の見解通り

○監査委員決定

(安)中村正利

(盟)西岡節子　(栄)森田志朗

本部役員会は岡村副団長の辞任を認めず決定す

(高)木下―信任、不信任も投票せよ
(市)岡山―其必要なし
(香)木下―本部役員が代議員の意を異にばやれという事である
議長―信不信の投票を行うか否か　賛成1名　必要なし　11名
なし決定

議長―辞任の件は本部役員に一任しては如何
(高)久保―本部役員で決定の必要なし（本部役員は連合体を以て信任されたが個的に切離して考へるべきである）
副団長―信任されたが個的に切離して考へるべきである
(安)浜田―辞表の撤回を願う
(栄)森田―賛成
(安)浜田―岡村副団長に一任する　個人的の都合は排し辞表を撤回されたい
(高)久保―交渉委員を設置せよ

団長―此の場で決定出来ないのだ
(栄)森田―一応承認すべきだ
(市)岡山―役員会の決定は本部役員会で一応承認の上か岡村氏個人の提案か
(安)浜田―団則改正は役員会の推選委員会と同時に本部役員会も行う様にすれば如何
団長―役員会で詮衡済みである
議長―推選委員会と本部役員会を同時に行う

議長―採決を取る

辞表撤回要制案　なし

交渉委員にて要制　なし

議長―双方共に賛否ないので打切りとする

8.

A東日本対策委員会委員長決定の件

(呂)屋崎―本部役員中に審判講習会を受けた人が居るか

団長―なし

議長推薦の声あり推薦す

◎

東日本大会対策委員会委員長は体育部長森山茂樹氏に決定す

◎

B青少年会館建設特別委員会の委員は本部一任の声あり

青少年会館建設特別委員会の委員決定は本部一任と決定す

◎

C高知県農村経済対策審議委員会設置に関する件

(市)山岡―提案理由説明

賛成　25名　反対なし

高知県農村経済対策審議委員会に関する具体策は本部に於て決定

D 青年大会の件

団長ー説明、各単位団は六月中に大会を招集する事を希望する

◎ 青年大会開催要項は本部に一任と決定

(イ) 浴田ー岡村副団長の件は次回に持越し閉会を動議する

岡村副団長ー如何なる報会に辞任が表明されるか又其の間り自己の態度は

(ロ) 浴田ー委員長ー委員長辞表を引っこめるとは云はぬ撤回は本人の意に忠実にあり

議長ー代議員より結論を出してほしい一応決定すべきだ

(ハ) 浴田ー本部役員と代議員と一任

採決 本部役員に一任 27名 反対なし

◎ 岡村副団長辞表撤回の件 本部役員と代議員に一任と決定

9、閉会の辞

10、挨拶

議長 閉会を宣言

大会終了時間 一八三〇

山岡団長

岡村副団長

高知縣連合青年團綱領並團則

一、我々は青年の愛鄉心發露の下大同團結により祖國の復興に全力をつくす

二、我々は青年の豊かな民主的精神の向上に努め以て明朗にして自由且つ平和の確立を期す

一、我々は平和を愛し一切の封建的ファッシズムに反對し自由且つ平和の確立を期す

二、我々は青年の建全なる教養を育成し自主的精神の向上に努め以て明朗にして自由且つ平和の確立を期す

三、我々は青年の建全なる教養を育成し自主的精神の向上に努め以て明朗にして自由且つ平和の確立を期す

四、我々は青年の建全なる教養を育成し自主的精神の向上に努め以て明朗にして自由且つ平和の確立を期す

五、我々は青年の建全なる教養を育成し自主的精神の向上に努め以て明朗にして自由且つ平和の確立を期す

六、我々は青年の建全なる教養を育成し自主的精神の向上に努め以て明朗にして自由且つ平和の確立を期す

第一章　總則

第一條　本團は高知縣連合青年團と呼稱し事務所を高知市に置く

第二條　本團は縣下各部市地區連合青年團と縣下單位青年團と縣下各職域青年團體（以下單位青年團體と略す）との連絡調整をとり土佐青年の團結をはかり平和日本を建設と世界人類文化の昂揚に寄與するを目的とする

第三條　本團は前條の目的を達成する爲左の事業を行う

1. 縣下青年團體の活動を統一し情報の連絡交換を行う
2. 各單位青年團體の活動を共同支援する
3. 青年の教養を練磨しその科學性を養うと共に文化向上に關する活動を行う
4. 機關紙又は機關誌を發行する
5. 全國青年運動統一に關する活動を行う
6. その他必要なる活動を行う

第二章　組織

第四條　本團は單位青年團體で組織する

但し職域青年團體の組織單位については別に定める

第五條　本團には第三條の事業を行う爲に左の部を置く

總務部　組織部　文化部　社會部　體育部　家政部　産業部

第六條　本團役職員の名稱員數職務は左の通りとする

1. 特別役員

第四條　第五條　第六條

4. 機關紙又は機關誌を發行する
5. 全國青年運動統一に關する活動を行う
6. その他必要なる活動を行う

第二章　組織

本團は單位青年團体で組織する
但し職域青年團体の組織單位については別に定める
本團には第三條の事業を行う爲に左の部を置く
組織部　文化部　社會部　体育部　家政部　産業部

第三章　役職

本團役職員の名稱員數職務は左の通りとする

1. 特別役員　代議員各單位青年團員男女別二〇〇名に付一名（但し五捨六入とする）一名
2. 本部役員　團長　一名
   本團を代表し本團の中核となる
   代表委員各單位青年團体に一名宛とし各團を代表し本團の事業の推進を圖る
   監査委員三名　會計を監査する
3. 書記長　一名　團務を統理する
   部長　七名　部務を補佐し團長事故ある時は團長の指命した副團長團長の職務を代理する
   副部長（家政部）　一名　部長を補佐する必要に應じ副部長を置く事が出來部長を補佐する

第七條　役職員は團員中より選ぶ出方法は左の通りとする

1. 特別役員　各單位團の自由な定めによる
2. 代議員　代表委員　書記長若干名必要に應じ置く事が出來事務を處置する

第八條　監査委員　代議員中より第一回大會に於て選出する
2. 本部役員　國長　副國長、大會で公選する
書記長　部長　國長推薦し代表委員會の承認を得る
副部長　部長が推薦し本部役員會の承認を得る
3. 職員　記書　國長が任命する

第九條　各役員の任期は一ヶ年とし再選を妨げないが事故が有れば夫々定められた機關の承認を經て後辭職する事が許される此の時後任者の任期は前任者の殘余とする

第十條　本國には大會代表委員會本部役員代議員代表委員本部役員で第四章會議
本會議は毎年二回三月と四月に開く但し代議員の三分の一以上又は代表委員會並に本部役員會が必要と認めた場合本部役員之を招集する
議長副議長は代議員中より選ぶ代表委員及本部役員は議決權がない

第十一條　本國事業についての審議大會の職務は左の通りとする
1. 本國事業についての審議
2. 予算案の可決決算報告書の承認
3. 本部役員辭職の承認
4. 非違をなした役員の罷免
5. 資産處分の決定
6. 代表委員會並に本部役員會から審議を求められた事項及自ら必要と認めた事項の審議
7. 青年國連合体加入脱退の決定
8. 國費の決定
9. 其の他必要な國務
代表委員本部役員で代表委員會を構成する

第十二條　決議

第十一條　大會の審議

1. 本團事業についての審議
2. 予算案の可決決算報告書の承認
3. 本部役員辭職の承認
4. 非違をなした役員の罷免

第十二條

1. 本團事業についての審議
2. 予算案の可決決算報告書の承認
3. 本部役員辭職の承認
4. 非違をなした役員の罷免
5. 資産處分の決定
6. 代表委員會並に本部役員會から審議を求められた事項及自ら必要と認めた事項の審議
7. 青年團連合体加入脱退の決定
8. 團費の決定
9. その他必要な團務

第十三條

1. 本團事業推進について代表委員會を構成する
2. 各單位青年團連絡調整に關する事項
3. 事業計畫の審議
4. 本部役員會から審議を求められた事項及必要と認めた事項
5. 書記長部長の就任及辭職の承認
6. 大會より附託された事項
7. その他必要な團務

第十四條　本部役員は本部役員で構成する

本會の議長は團長とする

團長必要と認めた場合本會議を招集する事が出來る

第十五條

1. 予算案決算報告書の作成
2. 事業計畫
3. 細則の制定及び改正

本部役員會の職務を左の通りとする

第十六條　書記長部長及副部長の就任並辭職の承認

5. 4. 其他必要なる團務

第十七條　各會議は決議權を持つ半數以上の人員により成立しての議決は多數決を原則とし賛否同數の時は議長の決定による

第十八條　各會は單位青年團體に各單位青年團體に報告することつて決定した事項その度毎に

第十九條　本部役員會が責任を負ふ

第五章　會計

第二十條　本團の經費は團費團事業によつてこれを辨する

第二十一條　本會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第二十二條　本團の資産は本部役員會が責任を負ふ

第六章　附則

第二十三條　書記長及書記の給與は本部役員會で決める

第二十四條　入退團について各單位青年團體の自由な意志による但し退團する各團は大會にその理由を提出し承認を得なければならない

第二十五條　團則の改正は大會の承認を經なければならない

第二十六條　本團則は本部役員會之を作成し大會の承認を得なければならない

第二十七條　本團則は一九四八年一月二十八日改正施行される

本團則は一九四八年四月二十五日改正施行される

本團則は一九四八年八月二十九日改正施行される

本團則は一九五〇年一月二十八日改正施行される

本團則は一九五〇年五月二十三日以降適用される

高知縣青少年會館建設特別委員會規則

第一條　この委員會は高知縣青少年會館建設特別委員會といふ

第二條　この委員會は青少年會館建設のため左の事業を行う

1. 啓蒙宣傳に関すること
2. 企画設計に関すること
3. 資金の獲得に関すること
4. 渉外に関すること
5. 記録其他必要なこと

第三條　但し設計及資金の決定については大會の承認を得なければならない

第四條　この委員會の委員は十五名とし都市職域單位団より各一名並びに本部役員其の他を以て構成し本部役員會で決定し目的達成まで存置する。

第五條　この委員會に次の役員を置く

イ、委員長　一名　委員の互選とし委員會を代表統理する

ロ、副委員長　二名　委員の互選とし委員長を助け委員長事故あるときは之に代る

第六條　この委員會は役員會又は委員長が招集する

この規則は昭和三十五年　月　日施行し即日効力を発する。

各單位團役員名簿一覽表

昭二五、六、二〇調

縣廳	安藝郡	濱田佳吉	山下正治	久佐喜	長谷川清水	岡林文夫	神野敏子	山中敏樹	渡辺後一	尾崎慶郷
産業	賀茂郡	藤乢等	本下光明	松高豊榮	岡村聡郎	柳本祐子	西岡節子	土屋四郎	吉藏義章	田中平
鉄國	香美郡									
青民	吾川郡									
科民	高岡郡	上田修郎								

縣廳	森田忠明									
産業	濱馬浩二									
鉄國										
青民	岡崎實									
科民	松本智									

縣廳										
産業										
鉄國										
青民	安岡鶴夫	尾崎靖治	村田進	岩神壽美枝	松本敦子					
科民										

高知縣連合青年團及各單位團役員名

職名 / 団名												
團長	山岡謙藏	松本正明	兼森橋郎	久島正人	上田修郎							
副團長	岡村聡次郎	本一男	大崎延	川沢紀水	岡林文夫	神野敏子	田中作	弘井雅子				
書記長	吉良隆俊	藤崎和之	栗原造	厚生部長 野地満直								
總務部長	羽方好久	吉良隆俊										
組織部長	藤崎和之	山中邦嘉										
文化部長	野崎英明	島一生	長谷川賀壽									
社會部長	岡林文夫	山崎和夫										
体育部長	森山茂樹	大前正男	所谷福美									
産業部長	川沢紀水	山岡浩	中平幹遥									
家政部長	浜田千栄	吉松線	弘井雅子									
會計	書記長兼任	安間梅子	田内俊一									

職名 / 団名												
高知縣	高知市	幡多郡	高岡郡	吾川郡	嶺							
高知市	幡多郡	高岡郡	吾川郡	嶺								
幡多郡	高岡郡	吾川郡	嶺									
高岡郡	吾川郡	嶺										
吾川郡	嶺											
嶺												

昭和二十五年度月別行事豫定計画表

月	四	五	六	七	八	九	十	十一
上旬	本部役員會（一日）	第四回青年指導者中央講習會（四ー七日）		青年大會開設町村決定		本部役員会	本部役員會	本部役員會
	代表委員會（九日）	本部役員會（七日）		郡市職域団長會		郡市職域団長會		
中旬			本部役員會（一三日）			青少年會館特別委員會		青少年會館特別委員會
			本部役員會 青少年會館特別委員會 第四回青少年指導者地区別講習會 運営協議会（十日）					
			産業研究委嘱決定（十三日）					
下旬	定期大會（三日）	代表委員會（二一日）	本部役員會（二三日）	本部役員會 第四回青年指導者地区別講習會（至九月末日）		第一回縣下青年団町村對抗東西杯選手選考大會（一三日）		
	本部役員會（二三日）	本部役員會（二七日）				本部役員會		
		臨時大會（二八日）		東西杯郡市別予選大會 第四回縣下青年団町村相撲大會（二十日）		東西杯全国大会（二三日） 第四回青年指導者講習會終了		

七	八	九	十	十一	十二	一	二	三
聯市職域團長會		本部役員会 郡市職域団長會 青少年會館特別委員會	本部役員會	本部役員會	本部役員會	本部役員會 青少年會館特別委員會	本部役員會	本部役員會
講習會（至九月末日）		相撲大會（三月三日）						
東日杯県予選大会（一三日）								
本部役員會								
		東日杯全国大会（二三日） 第四回青年指導者地区別 講習會終了	青少年會館特別委員會	第一回縣下青年団所対抗作文大會（一九日）	第三回高槻縣青年縣試会	優良青年団 模範青年表彰式		郡市職域団長會 青少年會館特別委員會
							産業研究発表會	本部役員會 定期大會

第四回青少年指導者地区別講習会実施計画

一、趣旨

1、昨年十二月並に本年四月文部省主催による青少年指導者講習会の要旨を傳達する

2、本年五月高知縣教育委員會並に高知縣連合青年団主催で開催した第四回青年指導者中央講習會の内容の中本縣の教育特に青年団体の現狀並に將來についての討議會をレクリエーション等について研究する

3、合宿生活による全生活のふんいきかわる友愛と信義による青年運動の連携とその活發化を期する

二、主催と後援

1、主催　高知縣教育委員會　各郡市連合青年団　高知縣連合青年団

2、後援　高知縣教育組合　高知新聞社　開催地区市町村

三、プログラム

1、別紙地区別講習會案の一並びに案の二及び講師名簿を參考として立てること

2、選抜科目の項は各地区において自由に計画すること

3、地元講師の起用を考へること

四、開催場所　安芸　五會場　左記を原則として協議すること

香美四　土佐長岡三（嶺北ノ一）　吾川五　高岡七　幡多六　市町村ノ一）

五、経費

1、會場費　講師旅費は教育委員會其の他の経費は開催地区にて負担すること

2、講師は経費の都合で文部省講習會受講者二名以内、外来講師二名以内及び教育委員會事務局三名以内とすること。但し地元講師はこの限りでない

六、報告及び開催期日

1、六月十日までに開催日時プログラム申請書を教育課青少年教育係まで失念なく報告すること　但し開催期間は講師其の他の御合いの日程によること

高知市　自七月十日　至七月十日　安芸郡　自八月一日　至八月十日

香長岡郡　自七月十日　至九月三十日　吾川郡　自八月三十一日　至八月三十一日

幡多郡　自八月十日　至八月三十日　高岡郡　自八月三十一日　至九月十日

各郡市の乙むを得ない事情のあるときは協議の上変更することがなるべく右によること

2、講習會は次のように期日を重複するよう考慮されること

例　佐喜浜　十二、三、十三日　室戸　十三日

日時の決定については順次講習して行くのに便利なように配慮しておくこと

七、受講者

1、各分団班の数員以上で六十名以下四十名以上であること（四十名に足りない時は隣接地区と連絡の上合併して行うものとする）

2、各町村団の団員分団数その他の事を考慮の上機會を平等に与えるよう配慮すること（従来一町村から多数受講者もない町村もあるがかる事のない様特に留意）

八、備考

1、講習の成果は會場などの施設及び開催の周到な準備の如何によることが大きいのでその

五、経費
イ、会場費　講師旅費は教育委員会負担その他の経費は開催地区にて負担する
ロ、講師は経費の都合で文部省講習会受講者二名以内、外基準師二名以内及び教育委員会、郡市連合青年団三名以内とすること、但し地元講師はこの限りでない。

六、報告及び開催期日
イ、六月十日までに開催日時プログラム申請講師名場所などの事項を記した開催要項を社会教育課青少年教育係まで決期なく報告すること、但し開催期向は講師其の他の都合で左の日程によること

高知市　自七月十日　至　月　日　安芸郡　自八月十日　至八月十日
香長岡郡　自九月十日　至九月二十日　吾川郡　自八月二十日　至八月三十日
各郡市の乙むを得ない事情のあるときは協議の上変更すること
ロ、講習会は次のように期日を重複するより考慮されること
例　佐喜浜　十一、十二、十三日　室戸　十三、十四日
日時の決定については順次講習して行くのに便利なように配慮しておくこと

七、受講者
イ、各分団班の役員以上で六十名以下四十名以上であること（四十名に足りない時は隣接地区と連合の上合併して行うものとする）
ロ、各町村団の団員分団数其の他の事を考慮の上概ね一町村から多数参加し或は一名の参加者もないこと

八、備考
イ、講習の成果は会場などの施設及び開催前の周到な準備の如何によることが大きいのでその実について十分留意のこと（従来）
ロ、生活諸用具（食器、蚊帳その他）は開催地に於て準備のこと

運営委員會

期日　六月十日　午後二時
場所　民生會館又は林業會館
参加者　社會教育課　高岡縣連合青年団本部役員全員、各郡代表者
経費　実費支給
議事
イ、本年度事業計画の打合せ
ロ、第四回地区別講習會の充実化
ハ、高知縣青少年會館について
ニ、其の他

一、趣旨

第三回　高知縣青年團協議會實施計画

二、目的

本縣下青年に對し民主政治の方法技術並に精神を体得させ高知縣次代の担当者であるまた本縣に於ける青年團運動の実態を研究把握する機会を与えると共に縣政に青年達の聲を力強く反映し本縣青年團運動の今後に画期的な方向と示唆とを与えるにある

三、日程

(第一日)　昭和二十五年十二月十六日(土)　自　九時　至　十七時
(第二日)　十七日(日)　自　九時　至　十七時
(第三日)　十八日(月)　自　九時　至　十七時

(第二案)　昭和二十六年一月十五日　自　九時　至　十七時
十六日　自　九時　至　十七時
十七日　自　九時　至　十七時

四、場所

高知縣議会議事堂

五、参加者

高知縣青年團協議會協賛員及び執行部
A、議員資格　高知縣連合青年団員
議員定数　安藝五　長岡五　高岡六　幡多五　土佐　吾川四　香美四
各單位団別に各々団大会に於て選挙する

（第一次）昭和二十五年十二月十六日（土）
（第二次）昭和二十六年一月十五日（日）

四　場　所　高知縣議会議事堂

五　議員資格　高知縣連合青年団員であること

六　議員定数　高知市　六　香美　四
安藝　五　長岡　五
高岡　六　幡多　五
土佐　二

七　議員選出方法　各單位団別に各々団大会に於て選出する（縣四十一名）

八　備考　定員の中に必ず女子を一名以上加えること

第三　執行部

第一案　縣執行部に依頼

第二案　縣議會議員中より選ぶ

六、細部は運営委員會による

團報編集委員會規約

第一條　本委員會は団報編集委員會と言う

第二條　本委員會は団報編集委員會の取材及編集にあたる

第三條　本委員會は縣団々報發刊の爲記事の取材及編集にあたる
本委員會の委員の構成は次の通りで任期は一ヶ年とする
但し再任を妨げない

委員長　一名　団文化部長が当りこの委員會を統理する
副委員長　一名　委員長を補佐し委員長事故ある時は之を代理する
編集委員　五名　文化部長並本部役員會の承認を得て決定し之
協力委員　各單位団の文化部長を委嘱し団報發行のため情
報を提供し協力する

第五條　本委員會は毎月一回定期に編集會議を開きその必要がある時は団長の承認を得て委員長が招集する

この規約は昭和二十五年　月　日より施行せらる

東口杯對抗柔委員會細則

本細則は東口杯對抗柔委員會細則といふ

この目的は九月二十三四日に行はれる東口杯全国大会に備え万全の準備と本縣選手の強化を期せんとするにある

東口杯対策委員会細則

第一條　本細則は東口杯対策委員会細則といふ

第二條　この目的は九月二十三四日に行はれる東口杯全国大会に備え万全の準備と本縣選手の優勝を期するにある

第三條　委員会は第二條目的達成のため次の役員機構を置く

一、役員　委員長一名　副委員長二名　委員若干名

二、機構　渉外部　内部対策部

第四條　委員長は大会に於て選手を統率し本委員会を代表し統理する

第五條　副委員長は本部役員に於て選手委員長を補佐し事故ある時は之を代理する

第六條　委員は各地域選抜団の体育部長と其の他本部役員会に於て選出する

第七條　渉外部は主催者側及び他団体との連絡を密にし縣外選手の世話等に当る

第八條　内部対策部は他団体と連絡をとり主として縣下各地予選会及び本縣選手の世話等に当る

第九條　この細則は昭和二十五年五月二十九日より適用する

第十條　この細則は昭和二十五年十月一日より失効する

東口杯大會実施計画

一、趣旨　東口杯全國青年團對抗陸上競技大會誘致に就きましては昨秋團としても格段の努力を拂い念々十年九月高知市に於て開催の運びと成りました事は青年團としては勿論全日本スポーツ界未曾有の慶事と言はなければなりません　我々は第一回大會の優勝の栄誉を思い今回第五回大會を通じ年来スポーツの振興と青年の大同団結を計り以て郷土青年團第五回の再建につくしたいと思います　特に本大會には三笠宮殿下の臨席もあり又各郡市に於ても之に準じ諸種の記念的な催しを盛大に挙行する等文現在迄の郡市別討議の結果を盛り込み度いと存じます　尚参考資料を左に掲げます

二、期日　昭和二十五年九月二十日

三、場所　高知市陸上競技場

四、経費　別紙の通り

五、主催者　日本陸上競技連盟　高知縣　高知市　朝日新聞社　高知縣教育委員會

六、縣連合青年團對策委員會設置　別紙の通り

イ、縣域各郡市市選會

A. 各職域地区に於て決定するも直接指導援助を受ける（七月三十日迄に終了）

ロ、縣連合青年團對策委員會設置

1 事務局設置

總務部　企画部　指導部　観光宣傳部　接待部　施設部　賞金部

2 事務局員

局長　高知縣教育委員會　庶務課長　八名　青年團関係　団長　山岡謙蔵　書記長　吉良隆俊　体育部長　蘇山茂樹　市団長　松本正明

3 委員會

委員長　高知縣教育委員會　委員　八名　青年團関係　四名

青年団体
連絡部
観光宣傳部

書記長　吉良隆後
体育部長　斉山茂樹
市団長　松本正明

企画部
救助部
渉外部
資金部
施設部

六、縣連合青年団対策　対策委員会設置　別紙の通り

1. 縣域各郡市市選會
A. 各縣域地区に於て決定するも應援者側の指導援助を受ける（七月三十日迄に終了）
B. 経費　會場費等準備委員會の負擔

2. 縣囲体育大會
A 日時　八月 三日
B 場所　高知市
C 経費　選手旅費　會場と準備委員會の負擔
D. 其の他　この大會を以て東西対抗縣予選とする

3. 本縣八校選手の訓練　（日吉を含む）一切準備委員會一任
即子決定と同時に通知する

4. 右(一)乃至(三)は各郡市縣域団の体育部長等よりなる

5. 渉外部は駐日進駐軍世話係内に力を注ぎ特に団員の協力を望む

6. 三笠宮妃殿下を中とする七年青年協議會

一
A. 日時　九月下旬
B. 場所
C. 其の他　本部役員會において決定通知するも多数の参加を望む

第五回 東日杯全国青年府縣對抗陸上競技大會予算書

歳入

款	項	目	節	金額	備考
1款	東日杯大会費			円	
	1項 負担金	1目 負担金		8481.000.00	
			1 県負担金	2.000.000.00	
			2 市負担金	6.081.000.00	
			3 朝日新聞負担金	400.000.00	
	2項 入場料広告料及売上料			735.000.00	
		1目 入場料	入場料収入	600.000.00	
		2目 広告料		85.000.00	
			1 プログラム広告料収入	35.000.00	
			2 ポスター広告料収入	50.000.00	
		3目 売上料	1 プログラム売上料収入	50.000.00	
	3項 寄附金			400.000.00	
		1目 寄附金	協賛会寄附金	400.000.00	
	4項 雑収入			10.000.00	
		1目 雑収入	雑入	10.000.00	
	合計			9.626.000.00	

歳出

款	項	目	節	金額	備考
1款	東日杯大会費			9.626.000.00	
	1項 事務局費			637.000.00	
		1目 職員給	給料	142.000.00	臨時雇賃金 1人日3500円 6日 21.000円 臨時雇賃金 1人日3500円 3人分 10.500円
		2目 旅費	旅費		

		雑収入	雑入	10.000 00	
	合計			9,626,000 00	
歳	款	項 目	節	金額	備考
	1款	東日杯大会費		9,626,000 00	
	1項	事務局費		637,000 00	
		1目	職員給	給料 142,000 00	常任幹事2名 各1人 日3,000円 6日 36,000円 随員雇員2人 1人日3,500円 3人分 21,000円 (5日)
		2目	旅費	旅費 270,000 00	
		3目	需用費	225,000 00	
			1	消耗品ヒ 24,000 00	
			2	備品費 49,000 00	
			3	印刷費 60,000 00	
			4	通信費 48,000 00	
			5	借料及損料 50,000 00	
	2項	大会準備費		1,799,000 00	
		1目	會議費	396,000 00	
			1	委員會費 36,000 00	
			2	旅費 300,000 00	
			3	食糧費 60,000 00	
		2目	審判費	430,000 00	
			1	審判義氏費 150,000 00	
			2	選手強化費 280,000 00	
		3目	需用費	873,000 00	

第五回 東日杯全国青年府縣對抗陸上競技大會予算書

歳入

款	項	目	節	金額	備考
1款	東日杯大会費			円	
	1項 負担金	1目 負担金		8,481,000.00	
			1 縣負担金	2,000,000.00	
			2 市負担金	6,031,000.00	
			3 朝日新聞負担金	400,000.00	
	2項 入場料広告料及売上料			735,000.00	
		1目 入場料	入場料収入	600,000.00	
		2目 広告料		85,000.00	
			1 プログラム広告料収入	35,000.00	
			2 ポスター広告料収入	50,000.00	
		3目 売上料	1 プログラム売上料収入	50,000.00	
	3項 寄附金			400,000.00	
		1目 寄附金	1 協賛会寄附金	400,000.00	
	4項 雑収入			10,000.00	
		1目 雑収入	1 雑入	10,000.00	
	合計			9,626,000.00	

款	項	目	節	金額	備考
1款	東日杯大会費			9,626,000.00	
	1項 事務局費			637,000.00	
		1目 職員給	1 給料		事務局職員分

入		肥上料	売上料収入	50,000	00	
	3項 寄附金			400,000	00	
		1目 寄附金	協賛会寄附金	400,000	00	
	4項 雑収入			10,000	00	
		1目 雑収入	雑入	10,000	00	
	合 計			9,626,000	00	
歳	款 項	目	節	金 額		備 考
	1款 連合林大会費			9,626,000	00	
	1項 事務局費			637,000	00	
		1目 職員給	給料	147,000	00	専任補助職員1人 月5000円 3月 5,000円 臨時雇賃女1人日3500円 3人合2万1000円 (5日間)
		2目 旅費	旅費	270,000	00	
		3目 需用費		225,000	00	
			1 消耗品ヒ	24,000	00	
			2 備品費	49,000	00	
			3 印刷費	60,000	00	
			4 通信費	48,000	00	
			5 借料及損料	50,000	00	
	2項 大会準備費			1,799,000	00	
		1目 会議費		396,000	00	
			1 委員会費	36,000	00	
			2 校費	300,000	00	
			3 食糧費	60,000	00	
		2目 審判費		430,000	00	
			1 審判養成費	150,000	00	
			2 選手強化費	280,000	00	
		3目 需用費		873,000	00	

款	項	目	節	金額	備考
			1 役員記念品費	100,000 00	
			2 ポスター プログラム 制作費	291,000 00	
			3 徽章 腕章費	82,000 00	
			4 バッヂ 作製費	350,000 00	
			5 印刷費	150,000 00	
		4 予備費	1 予備費	100,000 00	
	3項 大會費			1,670,000 00	
		1目 選手役員費 (本部)		1,024,000 00	
			1 旅費	964,000 00	
			2 食糧費	60,000 00	
歳		2 大会当日費		366,000 00	
			1 放送費	20,000 00	
			2 会場費	100,000 00	
			3 案内所費	100,000 00	
			4 映画製作費	60,000 00	
			5 救護費	20,000 00	
			6 楽団費	15,000 00	
			7 マスゲーム費	35,000 00	
			8 賃金	6,000 00	
			9 消耗品費	10,000 00	
		3目 協力費	1 陸協本部協力費	200,000 00	
		4目 予備費	1 予備費	100,000 00	
	4項 施設費			5,500,000 00	
		1目 イラ 復旧費	1 復旧費	5,000,000 00	

		3 案内所費	100,000	00	
		4 映画製作費	60,000	00	
		5 接待費	20,000	00	
		6 楽団費	15,000	00	
		7 マスゲーム費	35,000	00	
		8 賃金	6,000	00	
		9 消耗品費	10,000	00	
	3目 協力費	1 陸協本部協力費	200,000	00	
	4目 予備費	1 予備費	100,000	00	
4項 施設費			5,500,000	00	
	1目 仮設復旧費	1 復旧費	5,000,000	00	
		2 設備費	500,000	00	
		合計	9,626,000	00	

第五回 東日本陸上競技大会歳出入予算説明書

歳入

負担金					848,000円 00
	県費負担金	大会行事負担			2,000,000.00
	市費負担金	グランド維持費(施設使用負担金相当)	550,000.00		
		大会行事負担	58,000.00		608,000.00
		選手補助費	300,000.00		
	朝日新聞社負担金	大会行事負担	100,000.00		100,000.00
協力広告料売上料	入場料収入	入場 20,000人	1人 30円(税金ヌキ)		600,000.00
	プログラム	大 3,000円	2件 6,000円		
		中 2,000円	10件 20,000円		
	広告料収入	小 1,000円	9件 9,000円		35,000.00
	ポスター広告料収入	1件 5,000円	10件 (1件17,000部平均発行)		50,000.00
	プログラム売上収入	1部 50円	1,000部		50,000.00
					400,000.00
寄附金	協賛会寄附金	大会協賛会より寄附			400,000.00
					10,000.00
雑収入	雑入	大会終了後雑品売払代			10,000.00
	歳入合計				2,626,000円 00

歳出

事務局費					630,000円 00
	人件費	臨時補助計記員	1人日 4,000円	11名分 88,000円	
		〃	1人日 5,000	4日分 60,000 3人分	
		職員応援 女子 〃	3,500	5日分 17,500	
		〃 〃	3,500	4日分 28,000 2人分	142,000円 00
	旅費	事務局職員 30名	1日1,500円	6日分	270,000.00
	消耗品費	諸用紙・選手名簿代	1日4,000円	〃	24,000.00
		鉛筆1ケ1,500円4ヶ6,000円	万年筆1ケ150円20ヶ3,000円	赤鉛筆1ケ100円4ヶ400円	
		書類バサミ500円大1,200円10ヶ2,000円	精算バサミ700円10ヶ7,000円		
		自転車1台2,500円2台5,000円			
	備品費	机女、ミカン子1ケ300円20ヶ6,000円	木箱200円5ケ1000円		49,000.00
	印刷費	事務局連絡要領代 1回10,000.00	6回 60,000円		60,000.00
	通信費	テンワ電信、郵便料 1回 7,000円	〃 42,000円		42,000.00
	借料及損料	自動車会場との他の連絡運搬用乗用車代	1日10,000.00	5日分	50,000.00
大会準備費	審判会費	競技審判常任(役職者)6回	1回1,000円	6回分 34,000円	36,000.00
	旅費	準備審判打合 1回1人2,000円	13回と20人分	180,000.00	
		〃 採用前村ハイ費	1人1000円20人分	20,000.00	
		陸連本部及都より連絡委員費	1人1回1,000円	2人5回分100,000円	300,000.00
	食糧費	陸連・地区競技会前打合費	1回12,000円	6回 60,000円	60,000.00
	審判慰労費	審判員慰労懇親会	1回30,000円	5回 150,000円	150,000.00
	選手強化費	選手強化練習会(各地会場)	1回20,000円	14回	280,000.00
	優勝記念費	大会総則其他役員へ記念品代	1人400円	250人分	100,000.00
		県外 6名(内1名30円46府県	69,000円		
		県内			191,000.00

大会準備費

給料	事務連絡員給与 1月 10,000.00 6月 60,000円	60,000.00
通信費	テレフォン 電信 郵便料 1月 7000円 〃 42,000円	42,000.00
借料及損料	自動車会場への運搬ヒ 借上用車ヒ 1月 14,000.00 5月	50,000.00
委員会費	準備連絡会議開催費 6回 1回1000円 6月分 34000円	36,000.00
旅ヒ	準備連絡打合 1回 1人500円 18回 1人 20人分 180,000.00	
	〃 県内出張旅費 1人1000円 20人分 20,000.00	
	隊連本部及都道府連絡係旅費 1人1回 1,000円 2人 5回分 100,000円	300,000.00
食糧ヒ	隊連絡員懇談会並例会ヒ 1回 10,000円 6回 60,000円	60,000.00
審判委託ヒ	審判員委託講習会 1回 30,000円 5回 150,000円	150,000.00
選手強化ヒ	県代選手強化対策委員会並懇談会等開催 1回 20,000円 14回	280,000.00
表彰記念ヒ	大会審判員他役員へ記念品代 1人400円 250人分	100,000.00
表彰製作ヒ	県外 5枚 (尺) 1枚 30円 46個業 69,000円	
	県内 町村 20枚 〃 〃 150 町村 102,000円	171,000.00
プログラム製作ヒ	1部 40円 3,000枚	120,000.00
腕章ヒ	1コ 150円 250人 37,000円	37,000.00
胴番号製作ヒ	1コ 30円 1,500コ代 45,000円	45,000.00
バッジ製作ヒ	25円 10,000ヶ分 250,000	250,000.00
印刷ヒ	開催案内状 入場券 報告書、カラー宣伝印刷物その他	150,000.00
予備ヒ		100,000.00
		1,690,000円00

大会費

選手外来旅ヒ	選手招待 1人4,000円	900人分	720,000円
隊連本部役員旅ヒ	1人 4,920円	15人分	73,800円
県外来賓審判役員旅ヒ	1人 2,000円	40人分	80,000
会上宿泊ヒ	1人 1泊 1,400円	2泊	45人分 111,000 円 968,000.00
食糧ヒ	審判役員昼食ヒ 1人 400円	300人分	120,000.00
接待ヒ	大会当日来賓関係者他上官他慰労ヒ 1回 10,000円	2回分	25,000.00
会場ヒ	〃 会場飾付設営ヒ		100,000.00
受付費ヒ	選手団大会役員監督ヒ 旧長受付諸ヒ		100,000.00
映画撮影ヒ	大会当日入場式其の他所要 1人 20,000円 3コ		60,000.00
救ごヒ	〃 救ご諸ヒ 16 10,000円 2日分		20,000.00
楽団ヒ	〃 楽団ヒ 及練習ヒ		15,000.00
スタッフ費	〃 及大会前ノ訓練其他諸ヒ		350,000.00
賃金	人夫賃 1日 750円	4日 10名分	6,000.00
消耗品費	大会当日ノ消耗品ヒ		10,000.00
備力ヒ	日赤隊ヒ警察官他ヒ対スル慰労ヒ		200,000.00
予備ヒ			100,000.00

施設費

設備費	競技関係機械設備費	5,500,000.00
復旧費	施設グラウド復旧費	500,000.00
		5,000,000.00
	歳出合計	9,626,000円00

第五回 東日本陸上競技大會歲入歲出予算説明書

歲入

負担金					848100円00
	県分負担金	大會許可負担			2,000,000.00
	市費負担金	グランド使用費雑誌使用員等補償	550,000.00		
		大會許可負担	531,000.00	6,081,000.00	
		選手補助費	300,000.00		
	朝日新聞社負担金	大會許可負担	100,000.00	400,000.00	
広告料	入場料收入	入場 20,000人	1人30円(税含む)	600,000.00	
及び	プログラム	大 3,000円	2件 6,000円		
売上料	広告料收入	中 2,000円	10件 20,000円		
		小 1,000円	9件 9,000円	35,000.00	
	ポスター広告料收入	1件 5,000円	10件 (1件17,000部平均発行)	50,000.00	
	プログラム売上收入	1部 50円	1,000部	50,000.00	
寄附金					400,000.00
	協賛金寄附金	大會協賛会より寄附		400,000.00	
雑收入					10,000.00
	雑入	大會終了後雑品売却代		10,000.00	
	歲入合計				9626,000円00

歲出

事務局費					630,000円00
	人件費	事務補助謝礼 男 1人日4,000円 6日分 56,000円			
		〃 1人日5,000 4日分 20,000 3人分			
		職員慰労 女子 〃 3,500 5日分 17,500			
		〃 〃 3,500 4日分 28,000 2人分		142,000円00	
	旅費	事務局委員旅費 3名 1月1人500円 6回分		270,000.00	
	消耗品費	諸用紙文具消耗品代 1月4,000円 〃		24,000.00	
	備品費	地ノボ1,500円4コ6,000円 乳椅子1ケ1,500円20コ 30,000円 長机1ケ1,000円4ケ4,000円 書棚1ケ5,000円2ケ10,000円 ハトロン1ケ200円10ケ2,000円 椅子1ケ700円10ケ7,000円 自転車1台2,500円2台5,000円		49,000.00	
	印刷費	事務局諸印刷代 1月10,000部 6月 60,000円		60,000.00	
	通信費	テンツ電話 郵便料 1月 7,000円 〃 42,000円		42,000.00	
	借料及損料	自動車会場との連絡と荷物運搬費 1月10,000.00 5月		50,000.00	
大会準備費					
	委員会費	準備委員常任委員会開催6回 1回1000円 6回分 34,000円		36,000.00	
	旅費	準備委員打合せ 1回1人2000円 1回平均20人分 180,000.00			
		〃 〃 村への費 1人100×円20人分 20,000.00			
		陸連本部及朝日連絡旅費 1人1回1,000円2人5回分100,000円		300,000.00	
	食糧費	歴史朝日懇談会常例会費 1回1人2,000円6回 60,000円		60,000.00	
	賞状筆耕費	賞状筆耕筆耕謝礼 1回30,000円5回 150,000円		150,000.00	

	職員慰労 女子 〃	3,500 5件分 17,500 3,500 4件分 28,000 2名分	円 45,500,00
旅費	事務局出張旅費 3名 1件1,500円 6件分		27,000,00
消耗品費	会館用紙類消耗品費 1件4,000円 〃		24,000,00
備品費	机 1ヶ150円4ヶ600円 丸椅子1ヶ150円20ヶ 3,000円 長机 1ヶ1,000円4ヶ4,000円 書棚1ヶ5,000円 本立 1ヶ200円 10ヶ2,000円 椅子1ヶ700円 10ヶ7,000円 自転車1台 7,500円 2台15,000円 扇風機2台 3,000円 2ヶ6,000円 本箱200円 5ヶ 1000円		49,000,00
印刷費	事務用具謄写原紙 1月 10,000枚 5件 60,000円		60,000,00
通信費	テンマ 電信 郵便料 1件 7,000円 〃 42,600円		42,000,00
借料及損料	自動車会場往復の為借上料 1件 10,000,00 5件		50,000,00
大会準備費			
委員会費	準備委員常例会議開催6回 1回1,000円 6件分 34,000円		36,000,00
旅ヒ	準備委員招集 1回1人3,000円 18回分 20人分 180,000,00 〃 常例会村スケン費 1人100円20人分 2,000,00		
	陸上大部及幹部連絡旅費 1人1回 1,000円2人5回分100,000円		300,000,00
食糧ヒ	庭球 野球 総会常例会ヒ 1回 10,000円 6回 60,000円		60,000,00
審判員ヒ	審判員招集 1回 30,000円 5回 150,000円		150,000,00
選手強化ヒ	選手強化 1人1回20,000円 14回		280,000,00
表彰記念ヒ	大会審判其他 役員へ記念品代 11,400円 250人分		100,000,00
求刻製作ヒ	賞状 (5枚1組) 1枚30円46個集 69,000円 賞状 副状2枚 〃 〃 100 副村 102,000円		171,000,00
プログラム製作ヒ	1部 40円 3,000枚		120,000,00
臨雇ヒ	1ヶ 150円 250人 37,000円		37,000,00
腕番号製作ヒ	1ヶ 30円 1,500ヶ代 45,000円		45,000,00
バッジ製作ヒ	25円 10,000ヶ分 250,000		250,000,00
印刷ヒ	賞状 入場券 観客章 ポン光宣伝用印刷物其の他		150,000,00
予備ヒ			100,000,00
大會費			1690,000円00
選手評議会ヒ	選抜選考 打合 1人1,000円 700人分	700,000円	
陸連京都役員旅ヒ	1人 4,925円 16人分	78,800円	
県外陸協審判役員旅ヒ	1人2,000円 40人分	80,000円	
会上指導ヒ	1人1泊2,000円 2泊 55人分	110,000円	円 968,800,00
食糧ヒ	審判役員食事 1人1回円 300人分 2日分		60,000,00
放送ヒ	大会当日放送用機材電上其他賃借ヒ 1ヶ 10,000円 2日分		25,000,00
会場ヒ	〃 会場設備設営ヒ		100,000,00
医内部ヒ	選手臨時大会役員医師看護婦ヒ 1日1回 20,000円 3ヶ		100,000,00
陳列製作ヒ	大会当日ノ陳列其他作成ヒ 1ヶ 20,000円 3ヶ		60,000,00
整ヒ	〃 整ヒ 1日 10,000円 2日分		20,000,00
練習ヒ	〃 練習ヒ 練習ヒ		15,000,00
マスゼー人員	〃 各大会前ノ訓練其他諸ヒ		350,000,00
賃金	人夫賃 1日 2,00円 2回 10名分		6,000,00
消耗品費	大会当日ノ消耗品費ヒ		10,000,00
協力ヒ	日本陸上競技連盟ヒ対スル協力ヒ		200,000,00
予備ヒ			100,000,00
施設費			5,500,000,00
設備費	競技場 施設設備費		500,000,00
復旧費	市設グランド復旧費		5,000,000,00
	歳出合計		9,626,000円60

第一回県下青年団対抗相撲大會要項

主催　高知県教育委員會　高知県青年團
後援　高知新聞社　日本相撲連盟高知支部

期日　昭和二十五年七月二十五日（日）午前十時

場所　高知市特設相撲場

試合規定

1. 試合形式
団体戦（一団体五名以内の選手を以て構成し一チームとする）（但し高知市は小學校の通學區單位とする）

2. 参加資格
昭和二十五年七月一日現在その所村に居住する満二十五才以下の青年団員で所属町村青年団長の証明する者（但し職業選手並に高等學校以上の在學生を除く）

3. 選手人員
団体戦は一チーム三名、補欠一名とし個人戦は二補缺で行う

4. 試合方法
申込數により決定する

申込み並抽せん會
1. 申込みは別紙形式で七月二十日正午迄に「高知縣教育委員會社會教育課」宛

2. 抽せん會は二十日午後一時より社會教育課内で大會委員並に役員により行う

審判規定　国民体育大會審判規定による

表彰　団体、個人共第三位迄とし表彰狀並にメタルを授与する

大會当日の日程

1. 開會式
① 役員選手入場　② 開會の辞　③ 選手代表宣誓　④ 開會の辞
2. 試合開始
① 団体戦　個人戦　② 役員選手入場　③ 成績発表　④ 表彰狀受与
3. 閉會式
① 役員選手入場　② 閉式の辞　③ 成績発表　④ 表彰狀受与
⑤ 審判長講評　⑥ 會長挨拶（教育長、團長）　⑦ 閉式の辞　⑧ 役員選手退場

⑨ 審判長注意

六、審判規定　国民体育大会審判規定に準ずる

七、表彰　個人戦、団体、個人共第三位迄とし表彰状並にメダルを授与する

八、大会当日の日程

イ、開会式

①役員選手入場　②開会の辞　③主催者挨拶（教育長・団長）　④審判長注意

⑤選手代表宣誓　⑥開会の辞　⑦役員選手退場

ロ、試合開始

①団体戦　個人戦

ハ、閉会式　①役員選手入場　②閉会式の辞　③成績発表　④表彰状授与

⑤審判長講評　⑥会長挨拶　⑦閉会式の辞　⑧役員選手退場

九、役員

会長	高知県教育委員会教育長	杉村武氏
副会長	〃　社会教育課長	池村正男
顧問	高知県連合青年団長	山岡謹蔵
	高知新聞社長	鬼頭鎌三郎
	県内各種連盟高知支部長	森本長太郎
	教育委員会教育課体育係長	秋沢栄精
	高知新聞社	田辺三郎
	日本相撲連盟高知支部	藤田秀彦
	教育委員会教育課	楠瀬要喜
	〃　社会教育課	山本邦彦
	〃	福井健造
	高知県連合青年団	岡村総次郎
	〃	安岡四一
	〃	吉良隆後
	〃	羽才好久
	〃	前田宏
総務	社会教育課	門田豊
	〃	森山茂樹
	〃	都築進
	〃	川村栄
	社会教育課	橋詰実
	連合青年団体育部長	和田久義
	県相撲連盟高知支部	北岩芳雄
	元田三郎	上田庄三郎
	〃	藤田清春
	大富改造部	中村明喜
	主居武夫	坂本博切
	夏三郎	北岩芳雄
	〃	上田庄三郎
	杢参	松幹雄
	元山武文	藤田昌和
	元山巌城	安岡利明
	近藤勝	内田弘次

（農高実践二名　青年団員二名）

以上

十、備考

1. 各郡市に於て出来るだけ独自の青年団対抗相撲大会を開催されたい

2. 申込みは別に示す選会を行はないので直接申込まれたい

第一回県下青年団町村対抗体育大會要項

一、主催　高知縣教育委員會　高知縣連合青年團
二、後援　高知新聞社　高知縣体育協會
三、期日　昭和二十五年一月十九日（日）午前九時
四、種目
　イ、卓球（二部）（佐第一高校）
　ロ、ソフトボール（二部）（追手筋高校）
　ハ、バレーボール（二部）（丸の内高校）
　ニ、試合規定
　　①　卓球　①　ソフトボール
　　②　参加資格　昭和廿五年十月一日現在その町村に住所居住する前記以下の青年團員で所屬町村青年團長の証明する者（但し高等學校の通學生は其の在學する學校以上の在學生を除く）
　　③　選手人員
　　卓球　各町村一チーム　男子三名　女子三名　計五名　補欠各一名
　　ソフトボール　各町村一チーム　男子六名　女子三名　計九名
　　バレーボール　各町村一チーム　男子六名　女子三名　計九名
　　（但し高知市は二部とし各町村一チームとする）
　　とし個人戦は二名補欠一名で行う

九、備考

表彰 ①各競技別團体個人とも三位迄に表彰状を授与する
②團体優勝チーム並個人優勝者に対してメダルを授与する

審判 各競技別團体個人とも三位迄に表彰状を授与する
②團体優勝チーム並個人優勝者に対してメダルを授与する

申込 ①試合形式 町村対抗とし各町村一チーム以上とする
（但し高智中は工業学校の通学区単位とする）
②参加資格 昭和廿五年十月一日現在その町村に居住する満二十五才以下の青年團員で所属町村青年團長が証明する者（但し高等学校以上の在学生を除く）
③選手人員
卓球 各町村一チーム 男子三名 女子二名 計五名 補欠合二名
とし個人戦は三補七名で行う
バレーボール 各町村一チーム 男子六名 女子三名 計九名
ソフトボール 各町村一チーム 男子七名 女子二名 計九名
③試合方法 申込数により決定する
④申込 並抽せん會
申込みは十月末迄に「高智縣教育委員會青少年係」に必着する事
抽せん會は十月三日午後一時より社會教育課内で大會委員並に總員によって行う
⑤審判規定 各競技協會規則に依る

考 各郡中別に予選會形式で右記種目による郡大會を開催する事を望む

産業研究奨励に関する委嘱について

青年団体の運営が団員の職業に直結し地域社会の産業の復興生産の昂揚に寄与する事は極めて重要な事である。このことについてはその必要性を認められ既に各青年団体においてグループ活動を通じ若しくは一人一研究等によってその目的達成のために如力していられることと察せられるが特にこの方面を奨励する意味から優良な研究に対し縣下に於ける青年団体の中十ケ団体（又は個人）を委嘱して御研究を願いたいので左記に依て推せん又は申込み下さる様依頼する

記

一、委嘱費　一個人に對して二阡余、研究費として支給する但し研究がグループである場合には二阡余をその構成人員に割当てる

二、推せん申込期日　六月十日（各団体からの申込みによって当否にて選考し十ケ団体に研究を委嘱する）

三、宛先　高知縣教育委員會事務所　社會教育課　青少年教育係

四、研究グループ選考基準及び選考委員
1、研究が産業の復興生産の昂揚に寄与するものである事
2、研究がその地区地方の要望するものである事
3、研究が実用的であって誰でも実り多き未来性あるものである事
4、収入が多く研究を通じて興味あるものである事
5、選考委員　社會教育課　縣連合青年団

五、推せん又は申込みの様式
左記様式による書類ともそえ具申すること

六、備考
1、産業研究委嘱団体に対しては中間指導を行うと共にその研究の進歩状況について報告を求めることがある
2、研究の成果は明年三月下旬發表會を開いて縣下に公表し他団体の産業研究に対する啓蒙に資する

（様式）

産業研究委嘱申込書

研究題目	
研究グループ又は個人名	町村名 代表者氏名　印
研究の場所面積など	

(一) 研究グループ選考基準及び選考委員

1. 研究が産業の復興生産の昂揚に寄与するものである事
2. 研究がその地区地方の要望するものであること
3. 研究が実用的であって誰でも実行容易いものであること
4. 収入が多く研究を通じて興味あるものであること
5. 選考委員 社会教育課 県連合青年団

(二) 推せん又は申込みの様式

左記様式による書類をもって申請すること

(三) 備考

1. 産業研究委嘱団体に対しては中間指導を行うと共にその研究の進歩状況について報告を求めることがある
2. 研究の成果は明年二月下旬発表会を開催して県下に公表し他団体の産業研究に対する啓蒙に資する

(様式)

産業研究委嘱申込書

研究題目	
研究グループ又は個人名	町村名 代表者 氏名 印
研究の場所面積など	
研究の内容並びに計画	
必要な経費	

記入上の注意

研究グループ名の欄にはそのグループの構成員の住所氏名を記入すること

研究内容並に計画はなるべく具体的に詳しく書くこと

追記

各位の推せん又は申込みによって左記グループとの研究計画が打ち合はせと研究の会を開く

昭和十六年度一般会計歳入歳出予算

歳入

款	項	目	節	予算額	備考
税金				一五、〇〇〇、〇〇〇	
	所得税			一四、八四〇、〇〇〇	
		所得税		一四、八四〇、〇〇〇	
	法人税			一、一六〇、〇〇〇	
		法人税		一、一六〇、〇〇〇	
官業収入				一、〇〇〇、〇〇〇	
	官業収入			一、〇〇〇、〇〇〇	
		官業収入		一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入				一、〇〇〇、〇〇〇	
	雑収入			一、〇〇〇、〇〇〇	
		雑収入		一、〇〇〇、〇〇〇	
合計				一五、〇〇〇、〇〇〇	

歳出

款	項	目	節	予算額	備考
議会費				一、三〇〇、〇〇〇	
	議会費			一、三〇〇、〇〇〇	
		議会費		一、三〇〇、〇〇〇	
総務費				一三、四〇〇、〇〇〇	
	総務費			一三、四〇〇、〇〇〇	
		総務費		一三、四〇〇、〇〇〇	
民生費				一、二〇〇、〇〇〇	
	民生費			一、二〇〇、〇〇〇	
		民生費		一、二〇〇、〇〇〇	
衛生費				三〇〇、〇〇〇	
	衛生費			三〇〇、〇〇〇	
		衛生費		三〇〇、〇〇〇	
合計				一五、〇〇〇、〇〇〇	

歳入歳出予算の説明

歳入経常部

一、税金　一五、〇〇〇、〇〇〇円

所得税　一四、八四〇、〇〇〇円

法人税　一、一六〇、〇〇〇円

二、官業収入　一、〇〇〇、〇〇〇円

三、雑収入　一、〇〇〇、〇〇〇円

歳出

一、議会費　一、三〇〇、〇〇〇円

二、総務費　一三、四〇〇、〇〇〇円

三、民生費　一、二〇〇、〇〇〇円

四、衛生費　三〇〇、〇〇〇円

維持及び運営

1. 財団法人「高知縣青少年會館」を設立し本館の維持及び運営をなす

2. 廣く縣下青年並びに少年に開放し研修青年並びに少年団体の宿泊 修学旅行に使用せしめる外、一般諸種會議等利用に供する 但し青年並びに少年団体の宿泊は勿論であるがこれの使用は専ら前記財団に依って行う。

平面図

（會議室）

土間

3間 3間 3間

廊下

窓ガラス無し

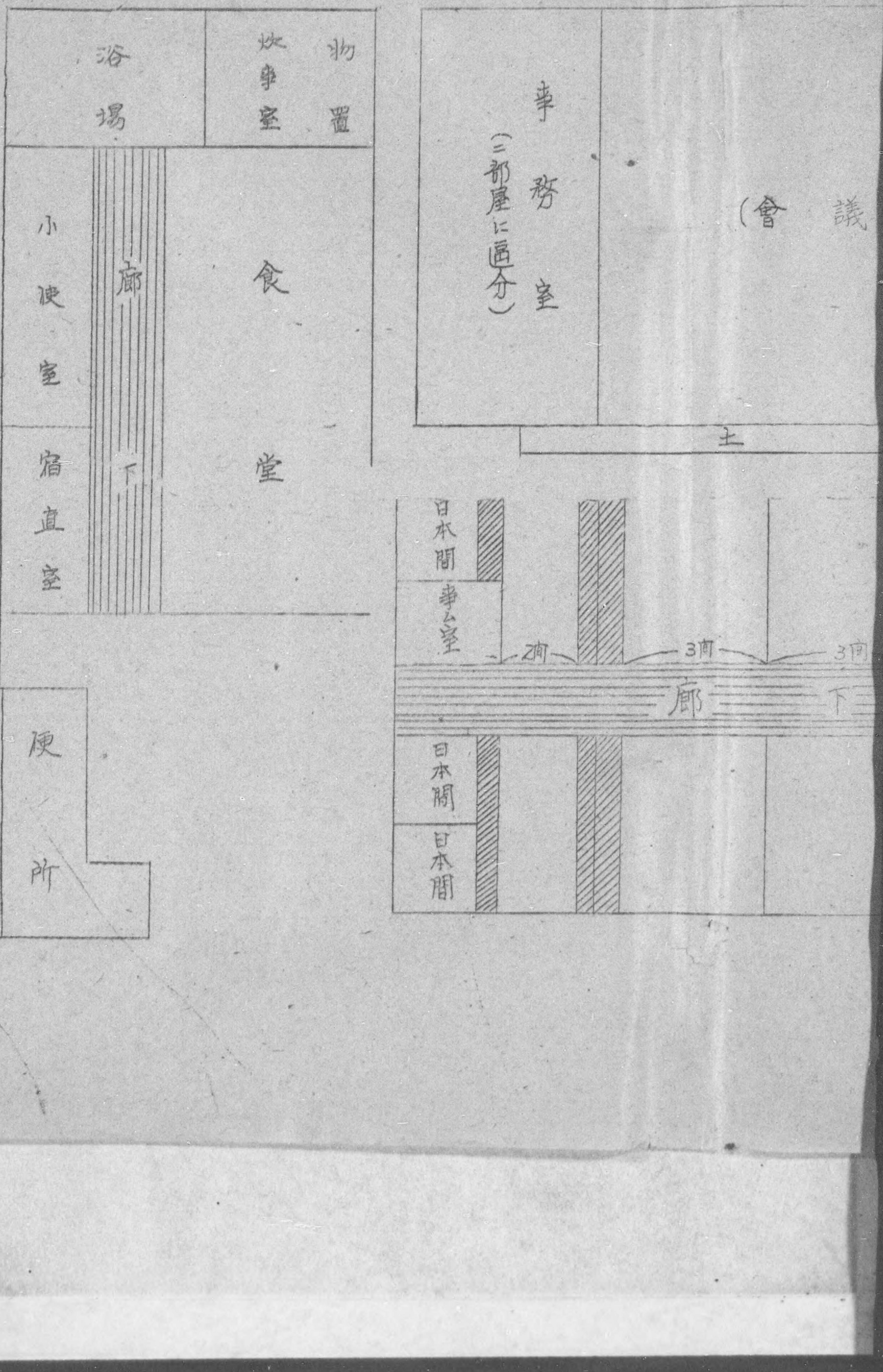
物置
炊事室
浴場
食堂
廊下
小使室
宿直室
便所
事務室
（三部屋に區分）
（會議）
土
日本間
事務室
2間
3間
3間
廊下
日本間
日本間

Outlines of the first Temporary
general meeting of the Kochi Prefectural
Federation of Youth Associations (1950
2)

昭和二十五年度

第一回臨時大会概要報告

高知縣連合青年團

大会出席者一覧表

本部役員	賛助員	代表			来賓					
山岡出長 岡村青団長 安原副団長	木下光明	香美	野崎幸弘 森田豊彦	高岡	福田益美 明神秀夫	京	横田祥人	香川	森 薫	愛南	中田保、松本美代、 松高豊繁、西岡節子、 畑中寛男、上村基、上村圭子、
神野副団長 公井副団長 吉良書記長	濱田信吉	安芸	安岡鶴夫 田辺進	松山	小松美男 上村純一	徳島	飯田幸代	愛媛	渡辺俊一	西宇和	三宅忠三郎、野村満男、
羽方幹事部長 藤崎組織〃 野崎文化〃	森山体育部長 岡林社会〃 川沢産業〃	高岡 久原正人	小野川正憲 水田量子	公文書の子 高橋清	岡村云行 谷山信子	高知	杉森義嗣 上本佐吉	土佐	山下喜志夫 長谷川清水	幡多	
濱田家政部長 岡本書記長	吾川 上田修三郎	松山 本正明	公井 高橋清			愛媛	山内敏樹	宇和島	山崎和男	北宇和	山崎章男、
						愛媛	川崎章男	吾川	吉本一男	新居浜	梅木文吉
						愛媛	梅木文吉	新居浜	簡井千恵子	伊予三島	畑中良三

大会出席代議員一覧表

区分 / 団名	代議員総数	出席数			委任状	合計
		男	女	計		
福岡県	三〇	二九	一〇	三九	一二	五一
高知県	一八	一一	一〇	二一	一〇	三一
香川県	一六	一五	一一	二六	八	三四
愛媛県	一八	一五	一三	二八	八	三六
徳島県	一六	一一	一一	二二	八	三〇
岡山県	一六	一二	一〇	二二	六	二八
広島県	一六	一二	一〇	二二	六	二八
山口県	一六	一二	一〇	二二	六	二八
国鉄	一二	一〇	〇	一〇	一〇	二〇
電産	一二	一一	〇	一一	一〇	二一
民青	一二	一〇	〇	一〇	一〇	二〇
民科	一二	一〇	〇	一〇	一〇	二〇
計	一九八	一五七	一〇九	二六六	一二二	四八八

一、開会の辞　（午前十一時十五分）　安岡副団長

二、資格審査発表　出席40名　委任状12名　合計52名

三、大会成立宣言　右

四、大会役員選出　右

議長　川崎章男（五）

副議長　大前正男（五）　〜決定

五、新役員挨拶

団長、新役員を代表し挨拶す

六、来賓祝辞

県知事代理
久慈出納長

県会議長代理
北村副議長

栗尾高岡社長

冬青少団並に青年団は各自その組織の下に自主独立の社会性を以て歩み青少年教育の徹底に努力されたい

国家再建の原動力となる現代青年は自我に目覚め新しき理想を実現せんとする傾向を有し国家の根幹であらねばならぬ青年活動はその民主的な要素をとり入つゝ自主的な力で郷土の建設と国家の独立に努力され団目的を達成せられたい事を念願する

商部放送局長

青年よりなり立つ本団は青年の時間を尺度に持つ運動さられたい

山岡団長　来賓に対し謝辞す

七、議事録署名者決定

松高豊繁（商業）

小野川正憲（商美）

八、経過報告

吾、渡辺ﾅ議長発言の際は前原因と氏名をハッキリする事

ロ、経過報告が抽象的である。

ハ、大会議題並ﾆ資料は今後ﾆ於て遅くとも十日以前ﾆ配布する事

斎木下　緊急動議　書食とせよ。　支持者　三名

採決ﾆより書、食と決定

現在　十二時九分

議長　因則改正審議開始

斎木下　本日の昼ﾆ気力がないので午後ﾆ於て、活発な発言討論をする事

市、吉木経過報告ﾆ対する質問があると思ふので續行せよ

午後一時十五分

猪　三宅経過報告の承認ﾊ如何ﾆ

吾、山中　経過報告ﾆ対する討論を為ﾆ変更する

吾、渡辺中央指導者講習会の説明を要求

羽方総務部長応答

経過並ﾆ資料ﾊ単位団ﾆ送附済であるのでその実ﾆて諒承せられたい

市参本　決議を打切り採決して会を進行せよ。
　　採決異議なし
　　多数にて参議院決定　報告打切り
九、團則改正　　岡村副團長
委員　浜辺　市十餘構成中本部役員を入れなかつた理由
　　同副團長　執行部として案を提出してゐる以上特別に入れなくとも大会に臨む事は当然である。
　　高田辺　團長会招集方法、天降り式とするか否か。
　　岡村副團長　團長の必要であると認めた時之を招集する
　　電話　畑中　職域青年団を連合体とするのは地区別か又人員別か。
　　岡村副團長　地区人員に関係なく、全職域青年団を包含して連合体とする。
　　電話　畑中　遠隔地の職域があるため打合せ連絡を事前に行わねばならぬ。
　　岡副團長　職域は全部市内にあり、地域團では前のやうな單位團である故認めず連合体を單位團とす。
　　婦　三宅　旅費規定が團則にないが如何。
　　岡村副團長　前大会に承認ずみである
　　安　浜田　大会代表委員の旅費は本團の経費でないか。
　　旅費は本團の経費として認めるか否か
　　岡村副團長　代議員の旅費は代議員の処に於ては旅費の支給がない為代議員の出席が少
　　議　長　質問打切り
　　安　村田　報告安藝等の遠隔の処に

安、新田　執行委員会議等の運営の処に於ては派員の丈給がない為代議員の出席が充分に出来ず大会構成が不平等である。

議向打切りとなつてあるが最も重要な審議であるので応答を望む。

市　松本　大会構成採決（本部役員、代議員）

代表委員会について

代表委員会と団長会とどちらが効果的であるか

代表委員として大会に於て意志を反映し得ない団長を持つという本部案に対して賛同する。

高田辺　代表委員会を置く必要なし。

電　畑中　職域の連合体を単位団とする問題は財政を得てゐるかどうか職域青年団の連合は現状として不可能である。

音　渡辺　代議員数は男女各二〇名につき一名となつてゐるが端数は四捨五入又は五捨六入等決定すべきである。

議長と副議長と交替

新議長選挙審議を宣言

市　松本　意見の保留により決定すること。

議長　了解

高田辺　選挙審議でなく現在出ている四つの問題について慎重に審議して然しい？

職域連合体について採決

体育部長　決議に入る前、もう少し討論せよ

職域青年団が連合するのは弱体化するという意見であつたがその真につい

職域青年団に説明を求む。

⑨

一、青年団に入らないというのであれば統合が困難であるため
青年団の中に加入未了脱落する者があると考へられる。
岡村副団長　自治修養団体としての青年団の性格上その離脱に
渡辺　　上ギーの問題もあり是れ〳〵職域の色彩もあるので統合一般の
仙頭団　渡辺議員に賛成
現状見た時の案であり強制ではない
亀　畑中　一応保留して職域のみの会を持つ。
高田辺　職域の問題を採決せよ。
山岡団長　才乙修正原案と保留の賛否であり両確認の上採決せらるるのが妥当である。
播　三宅　深切に十分かかないから保留が（賛乙修）
安川田　議長不信任案提出
文村者　7名　　討論する事に決定
賛成者　4名
討論終了
不信任案賛成　21名
反対　　17名
　　議長不信任案可決
　　44名
白票
市　吉本　代表委員の資格につき本部に説明を求む。
岡村副団長　委員を代表するものであるので団長が当然である。
市　吉本　必ずしも団長として所記ではない。市団は副団長とする。
香　木下　代表者であれば代表委員は団長に限らず団を代表して居ればよい。

3.

吾、渡辺　司会者一任、賛成多数

岡村副団長　団則の見解を述べ、なお分りとして討議を望む

香、木下　岡村副団長と双方の採決をすること

岡村副団長　代議員の意見とり入れ安きがごとき採決の要あり

高、西辺　採決より深く審議せよ

香、木下　討議の必要なし採決せよ

吾、山中　代表者であれば必ずしも団長に限定の必要なし

平名に議長選出せよ

代表委員については採決を取る事

賛成　30名

反対　〃名

一名一団長である事

33名一団長でなくとも団の代表であればよい

議長選出

香、木下　推選　　支持者あり可決

婚、三宅　安芸の浜田氏を推選

安、浜田　市連の松本氏を推選

推選打切り動議　支持者あり可決

議長　副議長について採決

浜田　21

松本　9

保留　〃

決定 ／ 議長 安藝 浜田佳吉
副議長 市 板本正明
議長 賛成少数と認め採決と進める
構成人員再確認
安藝二一8名 吾川郡 5名
長岡郡 6名 高岡郡 6名
香美郡 7名 電産 1名
二分間 小休 三時四十分

開会時刻 五時
途中退場議員は各代表委員の権限に於て委任状を残す

◎職域の問題
香 木下 職域の出席者は何名か（一の位）
香 木下 原案賛成
安 川田 地域は深く知らない。原案及び
採決
絶対多数により改正案否決
安 川田 代表委員の責任ある説明がほしい
岡村副団長 説明
採決
代表委員会を残す 徹底
本部役員会と大会との中間的な会をおく

従来通りを決定

代表委員会で表すのに多数で決定

◎代表委員会が因長会かについて討議

安 村田　代表委員は都市の代表であるが故に代表委員会とする

香 木下　代表委員ではなく、因長と明言すべきである。

安 川田　代表委員を因長に因定するのは異い

代表委員制度がよい（廣く代表の意味が浮ぶ）

採決異議なし

安 村田　因長でもよい

採決結果　絶対多数により代表委員会と決定

代表委員は各代表であればよい

吾 渡辺　代表委員の任期は一ヶ年とする事

香 木下　その委員会での議題に対してのみ議決権がないものとする。

吾 渡辺　全部議決権はないものとする。

山因因長要望

因長でなければならない事はないが總ての人が代って来た時連絡が十分に出来得るとは思われない。運営の面において一人に決定してき度い

岡村副因長議長はさむ

香 木下　新代表委員は任期其の他の事項を因則に明記すべきだ。

岡村副因長　木八條に役員の任期を明記してある。その中に代表委員も含む。

香 木下　特別役員はその項には入らないと前言を撤回

採決　延期一ヶ年　絶対多数

高　久原　途中で部国長が変った時は任期の末は如何に
部副国長　ヤ八條に明記してある。
新役員が引続き任期を終了す
代表委員の件は終了

◎大会の構成について
吾　渡辺　本部役員を入れるか否か
現行国則第十條前段。
安　村田　特別役員と本部役員で構成
吾　川崎　代議員と特別役員ならば会の運営に如何に異るか
部副国長代議員に自主性をもたしたい。その議決した事項を本部役員が実行す3.
香　木下　大会の開成は過半数
大会の開成採決
一回
二回絶対多数
大會構成は現行国則通りとす。

◎改正案の第6條の第一項について
吾　渡辺　代議員数100名以上一名
〃　〃　100名未満は削除
吾　川崎　職域等の少人数の時は如何に
香　木下　五拾六人とする。
採決
五拾6人方式（支持者2名）

5拾6人多数
改正案の後に(但し五拾六人とする)を挿入に決定

香　木下　代表委員の職務について
吾　渡辺　現行方6項を削除する
香　木下　本日訂正さ小なかったの和現行団則が生きている
書記長・部長の承認は誰がするか
吾　渡辺　方ほ依に羽記してある

議長採決

方ほ依る項を支持する。　削除する
多数により削除ーなし

安　川田　閉会挨拶を明確にする事
岡団長　6月9日迄に今一度大会を開催する様要望する
（青少年会館設立問題を6月9日迄に社会教育委員会に提出する必要がある）

香　木下　休日を考慮して開催されたい
吾　渡辺　本日続行せよ

採決

続行　10名
打切り　多数

打切りと決定

◎次回大会期日について

香　木下　参議員選挙後

本　部　6月11日

場所は追って通知

安　村田　6月の最終日曜日　二十五日

呂　渡辺　本部役員に一任

香　木下　同意

本部役員に一任と決定

市　石本　本日議事打切りとするための自己及者さーたい

代表委員の旅費について

山岡団長　答弁

書記長　国費がは入れが支払ふ

一、閉会の許（十八時十五分）

山岡団長

Constitution: The Kochi Juvenile Youth Organization Study Groups.
June 1954

第一條。高知縣青少年団体研究会会則（仮）

第二條。本会は高知縣青少年団体研究会という。

第三條。本会は文部省主催青少年指導者講習会の受講者を
もって構成し、青少年団体指導者としての研修を積む
とともに共励をはかるのを目的とする民間研究団体で
ある。

第四條。本会は前條の目的を達するためつぎの事業を行う。
1. 研究発表。
2. 資料提供。
3. 西日本地区社会教育主事講習会受講者連絡協議会との連絡。
4. その他青少年団体指導に必要な活動。

第五條。本会の会員は文部省主催青少年指導者講習会受講
者で入・退会は本人の自由意思によるが入会の際は幹
事に届け出で退会は会の承認を受けるものとする。

第五條　本会につぎの専門研究委員会を置き会員はいずれかの部に属しなければならない。但し必要に應じてその他の研究委員会を設けることが出来る。

1. 組織および運営に関する研究委員会
2. 財政研究委員会
3. 指導者養成に関する研究委員会
4. レクリエーション研究委員会
5. 女子青年向題研究委員会

第六條　本会の役員はつぎのとおりで任期は一ヶ年。補充した場合は前任者の残余期間。

幹事一名　会員の互選とし会員商および西日本地区社会教育主事連絡協議会その他関係団体との連絡にあたる。

常任委員若干名　各専門研究委員会で一名ずつ互選し、本会の研究内容についての諮問または指導を求めるなど照会に対して適宜の處置をとる。

第七條　本会は隔月一回会合するのを原則とし、その日時、場所につてはそのたびに幹事が連絡にあたる。

第八條　本会の事務所（連絡先）は幹事宅とする。

第九條　本会則は昭和二十五年六月十七日から施行される。

Materials for the Temporary general meeting of Kochi Prefectural Federation of Youth Associations (1950)

(All of this material is included in the Report of the second temporary meeting)

昭和二十五年度

高知縣連合青年團臨時大會資料

高知縣連合青年團

臨時大会順序

一、開会の辞

二、資格審査發表

三、大会成立宣言

四、大会役員選出

五、新役員挨拶

六、来賓祝詞

七、署名代議員の決定

八、経過報告

九、議事

イ、定期大会決定事項確認

ロ、定期大会後経過報告

イ、団則改正

ロ、監査委員選出

ハ、昭和三十五年度運動方針に関する件

ニ、昭和三十五年度事業計画に関する件

ホ、昭和三十五年度予算決定に関する件

ヘ、青少年会館設立に関する件

ト、委員会設置に関する件

チ、其の他

高知縣連合青年團役員名簿

（昭和二十五年五月二十一日現在）

役員名	氏名	住所
團長	山岡謙藏	高知市朝倉米田
副團長	岡村聰次郎	香美郡在所村巖野一四三
〃	安岡四一	安藝郡奈半利町
〃	神野敏子	吾川郡清水村
〃	広井雅子	幡多郡下田町
書記長	吉良隆俊	高知市赤石町四〇
總務部長	羽方好久	高知市塚之原
組織部長	藤崎和之	高知市西町
文化部長	野崎英明	香美郡夜須町
体育部長	森山茂樹	幡多郡大正町
社會部長	岡林文夫	吾川郡小川村
産業部長	川沢紀水	高岡郡戸波村
政部長	浜田千恵	長岡郡大篠村
書記	岡本恵美子	高知市水源町

昭和二十五年度臨時大会経過報告

一、定期大会決定事項確認

一、経過報告承認

二、昭和二十四年度収支決算書承認

三、団長、副団長決定

四、次期大会開催決定

五、未了事項（団則改正　次期大会にて決定
監事選出）

二、定期大会後経過報告

四月二十三日　大会終了後本部役員会開催

議題　一、定期大会後の事務整理

二、臨時大会開催の件

五月二日　県団発第一号　各団へ調査事項発送

五月三日　部長推薦に付て団長副団長会同す

五月四日

五月五日　中央講習会

五月六日
五月七日　県団發第二号ヲ以テ委員会並ニ臨時大会開催通知發送

五月七日（手右）本部役員会開催

五月九日　県団發第三号ヲ以テ委員会並ニ臨時大会開催通知發送（各部長宛）

五月十二日　県団發第四号ヲ以テ代表委員会及部長会承認ニ付テ發送

五月十三日　本部役員会開催

五月十四日　県団發第五号ヲ以テ部長承認証發送

五月十六日　東口本大会打合セ会　出席者少数ノ為流会

五月二十一日　代表委員会開催

議題　一、臨時大会開催ノ件
　　二、部長承認ノ件
　　三、団費納入ニツイテ請求書發送ノ件

五月二十二日　県団發第六号ヲ以テ代表委員会及臨時大会会場並ニ変更通知發送

五月三十一日　縣團發第七号　臨時大会会場変更通知発送

五月二十四日　縣團發第八号　臨時大会に於ける来賓案内状発送

五月三十七日　本部役員会開催

議題　イ　臨時大会の件

団費徴集状況一覧表							バッヂ代金収集状況一覧表			
団名	団員数	実働人員	団費	納入月日	納金入額	残額	納金月日	納金額	返品個数	残金
安藝	8157	4078	20390			20390				
嶺南	4736	2368	11840	4.23	1000	10840	1.31	1296	220	0
嶺業							1.8	4171.20	148	0
香美	4006	2003	10015			10015				5900
市	3300	1600	8000	4.6	3000	5000				
吾川	1935	967	4835			4835	2.20		423	0
高岡	9055	4527	22635			22635			301	8558.20
幡多	13323	6661	33305			33305	1.31	10000.-		3600.
県庁	500	250	1250	2.6	500	750	1.31	1000.-		2540.
電産	400	200								
國鉄										1180.
民青										
民科										
計					4500	167770-				21798.

昭和廿五年度 高知縣連合青年団運動方針

昭和廿五年五月廿八日 本部常任委員会提出

基本方針

一、組織の強化

二、政治の確立

三、共同的方針

一、組織の強化

イ、単位団の強化
単位団の活動力長
本加入団の勧誘

ロ、秘密な連絡
書記局の充実
団報の發行

ハ、懇談会機関の強化

二、政治の確立

イ、団員の完全徴収
団費バッヂの販売

ロ、未徴収金の徴収
未納団費の徴収
バッヂ代金の徴収

ハ、団旗の完全徴収
団旗バッヂの販売

ニ、未徴収金の徴収
未納団費の徴収
バッヂ代金の徴収

昭和二十五年度月別行事予定計画表

月	上旬	中旬	下旬
四	本部役員会（一日） 代表委員会（九日）		
五	第四回青年指導者中央講習会（四―一七日） 本部役員会（七日）	本部役員会（一三日）	定期大会（三三日） 本部役員会（三三日） 全（三九日）
六		本部役員会、青少年会館特別委員会。第四回青年指導者地区別講習会運営協議会（一二日） 産業研究委員決定（一二日）	代表委員会（二一日） 本部役員会（二七日） 臨時大会（二八日）
七	青年大学開設町村決定 郡市職域団長会	本部役員会、青少年指導者地区別講習会（至九月末日）	東日杯郡市別予選大会
八		東日杯県予選大会（一三日） 本部役員会	
九	本部役員会、郡市職域団長会 青少年会館特別委員会		東日杯全国大会（三二、四日） 第四回青年指導者地区別講習会終了

月	上旬	中旬	下旬
十	青少年会館特別委員会		
十一	青少年会館特別委員会		
十二	第三回高知県青年県議会		
一	優良青年団模範青年表彰式		
二		産業研究発表大会	
三	郡市職域団長会 青少年会館特別委員会	本部役員会 建国大会	

月	上旬	中旬	下旬
十	本部役員会		
十一	本部役員会		
十二	本部役員会		
一	本部役員会 青少年会館特別委員会		
二	本部役員會		
三	本部役員会		

第四回青年指導者地区別講習会実施計画

一、趣旨

1. 昨年十二月、並に本年四月文部省主催による青少年指導者講習会の大要を傳達する
2. 本年五月高知県教育委員会並に高知県連合青年団主催で開催した第四回青年指導者中央講習会の内容の中、本県の教育、体育、青年団体の現状並びに将来についての討議会レクリエーション等について研究する
3. 合宿生活による全生活のふんいきからにじみ出る友愛と信義による青年運動の連携とその活溌化を期する。

二、主催 高知県教育委員会 高知県連合青年団 各郡市連合青年団 各地区及町村青年団

三、後援 高知県教員組合 高知新聞社 開催地区市町村

四、プログラム

1、別紙地区別講習会案の一並びに案の二、及び講師名簿を参考として立てること
2、選択科目の項は各地区において自由に計画する
3、式典部の部門を設けること。

五、開催場所

左記を原則として協議すること

第一会場 香美四、土佐長岡三(南一、土佐一) 吾川五、高岡七、幡多六、市五、

五、経費

1. 会場費、講師旅費は教育委員会負担その他の経費は開催地区にて負担する
2. 講師は至当への都合で文部省講習受講者並びに中央講習会受講者三名以内 外、講師二名以内とすること
但し特定講師はこの限りでない

六、期日

八月十日より十月開催日時、プログラム申請講師名、場所などの事項を記した開催要項を社会教育課長まで六月末日までに報告すること
但し開催期間は連続十日以内とすること
高知市 自七月十日至七月二十日。安芸郡 自八月一日至八月十日。香美郡 自七月二十日至七月二十日。吾川郡 自九月十日至九月二十日。土佐郡 自八月二十一日至八月三十日。高岡郡 自八月二十八日至九月七日。

右の日程は都合により変更することができる。

2. 講習会は次のように期日を重複しないよう考慮されること

例、佐喜浜 十二日十三日 室戸 十三日十四日 十五日

七、受講者

八名以内、班の役員は全員で六名以上四十名以下であること（四十名に足りないときは隣接地区と連絡の上合併して行なうものとする）

2名町村団の団員名簿その他のこと。ただし一町村から多数出席しないよう配慮のこと（従来一町村から多数出席者のない町村にあつてはこの限りでない）

八、備考

1、講習の成果は会場などの施設及び開催前の周到な準備のいかんによるところが大きいからそれらについて十分留意のこと

2、生活諸用具（食器、家具、蚊帳その他）は開催地において準備のこと

運営委員会

期日　六月十日午后三時～十一日午后一時

場所　民生会館又は林業会館

参加者　社会教育課　高知県連合青年団本部役員全員　各郡代表者

奨学費　実費支給

議事

1、本年度事業計画の打合せ

2、第四回地区別講習会の充実化

3、高知県青少年会館に付て

4、其の他

一、趣旨

県下青年に対し民主政治の方法技術並に精神を体得させ高知県次代の担当者である青年に県政の実態を研究把握する機会を与えると共に県青年団運動の今後の進展に資するにある

二、主催　県連合青年団

高知新聞社　県弘報課

県教育委員会

三、日時

第一日（十七日）（土）自九時　至一七時

第二日（十八日）（日）自九時　至一七時

第三日（十九日）（月）自九時　至一七時

（第一案）

第三回高知県小県青年県議会実施計画（案）

（第二案）昭和二十五年十二月十六日

（第三案）昭和二十六年一月十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

四、開催場所　高知縣議會議事堂

自　十七日　至　十七日

五、高知青年縣議會議員及び執行部員である事

A　議員資格　高知縣連合青年團員で高知市六、吾川西　香美西　幡多五　土佐三　（縣四十一名）

B　議員定数　安藝五　芸岡五

C　議員選出方法　各單位團別に各團大会に於て選出する

◎備考　定員の中必ず女子を必ず一名以上加ること

六、執行部

甲一案　縣執行部を依頼

甲二案　縣議会議員より選ぶ

八、細部は連営委員会による